

平成18年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月15日(木)～6月28日(水)

(会期14日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
6月15日	木	本会議(開会)	・理事者提案説明
6月16日	金	本 会 議	・一般質問、質疑 ・委員会付託
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	常任委員会	
6月20日	火	常任委員会	
6月21日	水	常任委員会	
6月22日	木	常任委員会	
6月23日	金	常任委員会	
6月24日	土	休 会	
6月25日	日	休 会	
6月26日	月	休 会	
6月27日	火	休 会	
6月28日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成18年第2回西予市議会定例会会議録(第1号)

1.招集年月日 平成18年6月15日

説明のため出席した者の職氏名

1.招集の場所 西予市議会議場

市長 三好 幹二

1.開 会 平成18年6月15日

助 役 別 宮 静

午前10時30分

収入 役 三好 藤治

1.散 会 平成18年6月15日

教 育 長 二 宮 宇明

午後 1時30分

総務企画部長 森 英二

1.出席議員

建設部長 鶴岡 康年

1番 田 中 剛

産業部長 小玉 岩康

2番 松 山 清

生活福祉部長 武田 勉

3番 宇都宮 明宏

教 育 部 長 河 野 豊昭

4番 松 島 義幸

明浜総合支所長 安 藤 芳夫

5番 元 親 孝志

野村総合支所長 三 瀬 通忠

6番 嶋 川 武文

城川総合支所長 吉 良 孝一

7番 沖 野 健三

三瓶総合支所長 松 本 正志

8番 森 川 一義

病院総括事務長 上 甲 福重

9番 亀 井 秀男

消防本部消防長 是 澤 孝次

10番 名 本 修三

総 務 課 長 炭 倉 貞明

11番 河 野 作生

財 政 課 長 清 水 忠夫

12番 藤 井 朝廣

企画調整課長 清 水 享司

13番 浅 野 泰義

監 査 委 員 池 畠 賢治

14番 浅 野 忠昭

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

15番 三 好 幸夫

事 務 局 長 九 鬼 則夫

16番 岡 山 清秋

議 事 係 長 井 上 千浪

17番 酒 井 宇之吉

1.議 事 日 程 別紙のとおり

18番 兵 頭 勇

1.会議に付した事件 別紙のとおり

19番 山 本 英男

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

20番 山 本 昭義

21番 梅 川 光俊

22番 鍵 原 芳和

23番 菊 地 ミスギ

24番 宇都宮 二郎

25番 岡 田 周三

26番 山 本 安男

27番 平 野 武男

28番 大 竹 忠盛

29番 二 宮 元

30番 坂 本 隆重

31番 浅 野 豊重

1.欠 席 議 員

な し

1.会議録署名議員

10番 名 本 修三

11番 河 野 作生

1.地方自治法第121条により

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(10 番 名本修三、11 番 河野作生)
- 2 会期の決定
(6 月 15 日～ 6 月 28 日 14 日間)
- 3 議案第 122 号 西予市国民保護協議会条例制定について
 議案第 123 号 西予市生活福祉バス条例制定について
 議案第 124 号 西予市霊柩自動車条例制定について
 議案第 125 号 西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 4 議案第 126 号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 127 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 128 号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 129 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 130 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 131 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
- 6 議案第 132 号 平成 18 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)
- 7 議案第 133 号 平成 18 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)
 議案第 134 号 平成 18 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
 議案第 135 号 平成 18 年度西予市老人保健特別会計補正予算

- (第 1 号)
- 議案第 136 号 平成 18 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 137 号 平成 18 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 138 号 平成 18 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 139 号 平成 18 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 140 号 平成 18 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 141 号 平成 18 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
- 8 報告第 1 号 平成 17 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 平成 17 年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 平成 17 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 平成 17 年度西予市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 平成 17 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 追加 議案第 142 号 西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について
- 議案第 143 号 西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名				保険特別会計補正予算 (第1号)
2	会期の決定			議案第137号	平成18年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第1号)
3	議案第122号 西予市国民保護協議会条 例制定について			議案第138号	平成18年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第1号)
	議案第123号 西予市生活福祉バス条例 制定について			議案第139号	平成18年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)
	議案第124号 西予市霊柩自動車条例制 定について			議案第140号	平成18年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 1号)
	議案第125号 西予市障害認定区分判定 等審査会の委員の定数等 を定める条例制定につい て			議案第141号	平成18年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計補正予算(第1号)
4	議案第126号 西予市防災会議条例の一 部を改正する条例制定に ついて	8	報告第 1号		平成17年度西予市一般 会計繰越明許費繰越計算 書の報告について
	議案第127号 西予市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一 部を改正する条例制定に ついて		報告第 2号		平成17年度西予市簡易 水道事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告に ついて
	議案第128号 西予市墓地設置及び管理 条例の一部を改正する条 例制定について		報告第 3号		平成17年度西予市公共 下水道事業特別会計繰越 明許費繰越計算書の報告 について
	議案第129号 西予市水道事業の設置に 関する条例の一部を改正 する条例制定について		報告第 4号		平成17年度西予市公共 下水道事業特別会計継続 費繰越計算書の報告につ いて
	議案第130号 西予市簡易水道及び愛媛 県条例水道の設置に関す る条例の一部を改正する 条例制定について		報告第 5号		平成17年度西予市上水 道事業会計予算繰越計算 書の報告について
5	議案第131号 西予市野村飼料混合施設 の指定管理者の指定につ いて	追加	議案第142号		西予市三滝ロッジの指定 管理者の指定について
6	議案第132号 平成18年度西予市一般 会計補正予算(第1号)		議案第143号		西予市城川ふるさと交流 館の指定管理者の指定に ついて
7	議案第133号 平成18年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第1号)				
	議案第134号 平成18年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第1号)				
	議案第135号 平成18年度西予市老人 保健特別会計補正予算 (第1号)				
	議案第136号 平成18年度西予市介護				

開会 午前１０時３０分

○議長 ただいまの出席議員は３１名であります。これより平成１８年第２回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成１８年第２回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

四国地方も１週間前に入梅し、アジサイの花が美しい季節となりました。この時期は天候不順のため体調を崩しがちですけれども、健康には十分ご留意をいただきたいと思います。

さて、議員の皆様には市税の滞納につきまして、財政難の折、何かとご心配をかけておりますが、ご案内のとおり、ことし４月１日から地方税の確保を図るために県内２０市町の参加のもと、愛媛地方税滞納整理機構が設立され、西予市といたしましても徴収能力向上を目的として職員を１名派遣いたしました。

当機構設立に当たり、収益率の向上はもちろんですが、税の公平性を確保し、市民全体の納税意識が高まればと、その効果に期待しているところであります。

まだ、設立間もないため、機構での対応を受ける移管者からの納入額は１９０万円程度ですけれども、移管予告、催促に伴うものを含めると、既に１，７００万円の納入があるとともに、このほかにも納付約束を取りつけるなど、成果が上がりつつあります。このことをご報告いたしておきたいと思います。

次に、さきの臨時議会で正・副議長を初め、各常任委員会、議会運営委員会の正・副委員長が改選されたところですが、兵頭前議長、宇都宮前副議長を初め、各常任委員会委員、議会運営委員会の委員の皆様におかれましては、財政難にもかかわらず市政運営にご尽力をいただきました。まことにありがとうございます。

松島新議長を初め、議員の皆様におかれましては、それぞれ心機一転、気持ちも新たに今定例会に臨まれていることと存じます。今後なお一層のご活躍をご期待申し上げますとともに、円滑な市政運営が図れますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今回の定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、条例制定及び改正９件、指定管理者の指定１件、平成１８年度西予市一般会計補正予算外９件、そのほか平成１７年度から平成１８年度への繰越額の報告が５件、合計２５件の議案につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。

諸議案の提出案件につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出された例月出納検査結果報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程１）

○議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に１０番名本修三君、１１番河野作生君を指名いたします。

（日程２）

○議長 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から６月２８日までの１４日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から６月２８日までの１４日間と決定いたしました。

（日程３）

○議長 次に、日程第３、議案第１２２号「西予市国民保護協議会条例制定について」から議案第１２５号「西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について」までの４件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

別宮助役。

○別宮助役 議案第１２２号「西予市国民保護協

議会条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律いわゆる国民保護法が施行され、日本が武力攻撃等を受けた場合の市町村それぞれの地域における住民の避難、安否情報や救援等の具体的な方法を盛り込んだ国民保護計画の策定が義務づけられました。西予市におきましても、今年度中に国民保護計画を策定する予定であります。

また、同法では、この計画の策定及び今後の施策の推進に当たり、市の区域に係る国民保護のための具体的な方法に関し、広く住民の意見を求めるとともに、重要事項を審議し意見を述べるのできる国民保護協議会を置き、その組織及び運営に関して条例で定めるものでございます。

以上によりまして、本条例は国民保護法第40条第8項の規定により制定するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第123号「西予市生活福祉バス条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、西予市生活福祉バスの設置及び管理に関し必要な事項を定め、高齢者や障害者等の交通弱者を初めとする地域住民の交通手段を確保し、福祉の向上に寄与することを目的に制定するものであります。

運行区間につきましては、公共交通機関のない野村地区7路線、城川地区5路線を対象に、土、日、祭日を除く月曜日から金曜日までの間、1日1往復とし、1路線につき週2回の運行を予定しております。

また、使用料は片道1回につき100円をいただくことといたしております。現在、野村地区において、運転手を含む10人乗り1台で、ことしの1月から8路線でモデル運行を実施しており、1回当たりの平均乗車率は52%でございまして、惣川地区を除きますと約60%となり、路線によっては満車のため乗車をお断りするケースも生じている状況でございます。

なお、惣川地区2路線の平均乗車率は20.1%で、利用率が少ないために、日時の制約もなく利用勝手のよい現行の代替タクシー制度を利用

していくこととなります。

運行開始の時期につきましては、現在陸運事務所と詰め協議を行っているところでありますが、バスの購入経費を今議会の補正予算で計上いたしております関係上、納車手続等に約2カ月程度かかる見込みですので、遅くとも秋口には野村、城川ともに同時運行を開始したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第124号「西予市霊柩自動車条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

霊柩車につきましては、明浜町と三瓶町の区域において設置し、無料で運行をいたしておりますが、それら以外の民間の霊柩車を使用する市民に対しては、その経費の一部を補助いたしておりました。

しかしながら、平成17年度からは、補助金の見直しにより霊柩車使用の補助を廃止したことに伴い、霊柩車に係る費用の取り扱いに不均衡が生じている状況となっております。

このような状況を解消するため、霊柩車運送事業を市の事業として実施し、住民負担の公平性及び受益者負担の見地から霊柩車の使用を有料化することに伴い、本条例を制定するものであります。

霊柩車の使用については、原則として明浜町及び三瓶町の区域の住民を対象とし、使用料につきましては市内民間業者の料金設定を参考に1回につき1万2,000円といたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第125号「西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年11月に公布されました障害者自立支援法は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付、その他の支援の仕組みを定め、障害者等の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に制定されたものであります。

この障害者自立支援法では、障害者等に対する

介護給付費等の支給決定は市町村が行い、障害程度区分の審査判定業務並びに支給要否決定に当たって意見を述べる業務を行う審査会を市町村に設けることとされており、その定数については条例で定めることとされております。

本条例は、障害者自立支援法第16条第1項の規定に基づき、本市における障害認定区分判定等審査会の委員の定数について10人と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第126号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」から議案第130号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

○森総務企画部長 議案第126号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、当市の地域防災計画の作成及び関係施策の推進のため、災害対策基本法に基づき制定し運用しているところです。本条例では、防災会議委員の定数を詳細に定めておりますが、警察署等関係機関において組織体制の改革等が行われた場合に、その定数が変動し、そのたびに条例改正を要することになるため、実務上非常に煩雑となっております。

今回の改正は、そうした実務上の問題を解消するため、防災会議全体の委員定数を35人以内と定め、関係機関の組織再編等に柔軟に対応しようとするものであります。

また、防災会議をより効率的かつ効果的に運営するため、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから委員及び専門委員を補佐する監事を置き、実務レベルでの協議、検討及び速やかな対応を図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第127号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、育児、介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲の拡大に係る人事院規則が3月3日に公布され、7月1日から施行となることから、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、近年、下校時の小学生等に係る凶悪事件が多発していること等の社会情勢を考慮して、育児、介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲を拡大し、学童保育に託児している小学生の子の帰宅時の迎えにも利用できるようにするための改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第128号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町稲生墓地につきましては、旧宇和町において地域改善対策事業で造成し、町営墓地として条例化されておりましたが、合併時において公の施設としての取り扱いが確定できなかったため、暫定条例として施行いたしております。

今回、改めまして稲生墓地を本市の公営墓地に位置づけることに伴い、西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正するとともに、宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 鶴岡建設部長。

○鶴岡建設部長 議案第129号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宇和上水道事業は、平成16年3月に変更認可を取得し、現在整備事業を行っております。その後、事業計画において一部変更認可が必要となり、平成17年度事業変更認可を取得し、給水人口が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第130号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

多田簡易水道事業経営変更認可を取得したことに伴い、給水区域の見直しが必要となったため、

本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前１０時５４分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前１１時３２分）

（日程５）

○議長 次に、日程第５、議案第１３１号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

小玉産業部長。

○小玉産業部長 議案第１３１号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成６年度に畜産活性化総合対策事業及び愛媛県アグリトピア構想推進事業により野村町畜産総合振興センター関連施設として建設をされ、酪農、肉用牛、養豚など畜産経営における購入飼料のコスト低減と高品質畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と新しい飼料供給システムの構築により経営の安定を図ることを目的としている施設であります。

今回、本施設の指定管理者として非公募により農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合に指定を行いたいと考えており、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、まず設置目的達成のため、施設開館以来１１年間、野村町飼料混合施設利用組合が運営管理を一貫して行っており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること。

さらに、これまでの経営状況分析によって効率的健全経営、運営がなされており、地域畜産農家の生産、経営意欲の向上を図るための実績が認められること。

また、野村町飼料混合施設利用組合が、公共の役割に広く寄与することが可能であり、効率化やコスト低減の面でも、その能力は十分有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、野村町飼料混合施設利用組合の概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照く

ださい。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

（日程６）

○議長 次に、日程第６、議案第１３２号「平成１８年度西予市一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第１３２号「平成１８年度西予市一般会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、２点ほど国の動向と４月からのごみ減量化のお礼について触れたいと存じます。

まず、交付税関連でございますが、昨今の情勢では総務大臣の私的懇談会であります地方分権２１世紀ビジョン懇談会は、地方自治体に配分する地方交付税の配分手法を大幅に見直すことや財政難に陥った自治体を対象とした再生破綻法制の３年以内の整備、あるいは公営企業金融公庫を廃止し、自治体が地方債の発行そのものを自由化することなどを柱とした最終報告書をまとめております。

その最終報告案によりますと、複雑な算定方法で配分している現行の交付税を１９年度から順次新型交付税に移行し、３年後には現在の総額の３分の１に当たる５兆円を人口と面積を基本とした配分方法としております。

そこで、その配分方法の中で注視しなければならないことは、人口重視であるのかあるいは面積重視なのか、それによって財政状況は天と地ほどの差が生じるのではないかと危惧を持っております。

また、私はやはり地方にとっては、現行制度である実際の行政事情を踏まえた算定をすることが最も好ましいことではないかと思っておりますが、いずれにしても国はこの制度を必ず導入することでありましょう。その時点で一喜一憂することなく、また再生破綻法の対象とならぬよう今後とも不断の努力によってみずからの力で存立していく気概を持ち続けねばならないことと認識しております。

次に、公営企業金融公庫の廃止についてでございますが、先月末に行政推進法案が可決、成立したなどの中で、平成２０年度に公営企業金融公庫

が廃止することが明記されていますが、これは地方自治体にとって大きな影響を及ぼすおそれがある改革と認識しなければなりません。

それは、上下水道などの地方自治体の基礎的インフラ整備に必要な資金の長期低利の借り入れが可能であったものが、公営公庫が完全に廃止された場合、各自治体の資金調達は全面的に市場の評価にゆだねられ、信用力が低下した自治体の金利負担の増加は避けられない事態が生じてまいります。

また、資金調達自体が難しくなり、インフラ整備事業などの継続が困難になる場合や公共料金値上げなどという形で住民の負担増につながる可能性も潜在しており、予断を許さない状況でございます。

いずれにいたしましても、これからの地方自治体の財政状況はますます厳しくなる一方でありますので、より以上に議会、行政が一丸となって健全財政に向けた取り組みが必要でございますので、どうかお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、ごみ減量化の取り組みについて一言お礼を申し上げます。

ごみ減量化につきましては、ご承知のとおり本年度の最重要施策に掲げ、4月から4分類15分別という非常に手間暇のかかる分別作業をお願いしているところでございます。市民の皆様には何かとご迷惑をかけていますが、しかしながらおかげをもちまして今日に至るまでの間、このような努力の積み重ねによりまして、予想以上の削減が図られております。ここで改めて市民の皆様にお礼を申し上げます。

今回、このように行政と住民が一体となって取り組みをした結果を見ますと、いかに行政のさまざまな事業を進める上において住民の協働が必要不可欠であるかということを再認識させられるとともに、なせば成るということも実感した次第であります。どうか今後とも資源循環型社会の構築に向けまして鋭意努力し、1億円削減を実現してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、この新分類の経過につきましては、あしたの一般質問の中で詳細にご報告を申し上げます。

さて、今回の補正予算でございますが、既決い

ただいております歳入歳出予算にそれぞれ3億7,200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を239億8,200万8,000円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、まず総務費では2011年にアナログ放送からデジタル放送に移行されることに伴い、本市ではCATV事業の導入を図るか否かの研究を進めているところありますが、その第1段階での調査研究費の委託費を計上しております。また、このほか4月1日付の人事異動による人件費について、関連費目において組み替え計上をしております。総額で2,057万4,000円となっております。

次に、民生費におきましては、本年度の所信表明どおり野村町及び城川町の高齢者等への交通手段の確保を図るための生活福祉バス購入費とその業務に係る経費を計上しております。また、障害者自立支援法の設立に伴い、障害福祉計画策定業務委託料を計上しております。総額で3,525万3,000円となっております。

次に、衛生費につきましては、これも福祉バス同様、市内の温泉4施設を最大限利用しながら、市民の皆様の健康と福祉の向上を図るため、温泉施設巡回バスの購入費を計上しております。総額で4,759万1,000円となっております。

次に、農林水産業費では、高齢者等肉用牛導入事業貸付金や林道程野桂線の附帯工事費及び林道内場樽線ののり面崩壊どめの工事費を計上しております。総額で1,977万2,000円の減額となっております。

次に、土木費につきましては、道路新築改良費の主なものとして、三瓶町垣生34号線、城川町今田中学校線改良工事費を計上しています。また、このほか高速道路周辺整備事業費や県営事業負担金を計上しております。総額で1億9,000万3,000円となっております。

次に、教育費では、野村小学校及び大和田小学校のアスベスト除去工事費を計上、また町並み保存地区の活力と連帯感を高めるために、町並み保存活用計画策定委託料と文化の里まちづくりの活動事業補助金を計上しております。総額で2,714万7,000円となっております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして主な歳入についてご説明いたします。

まず、国県負担金や補助金として災害復旧費過

年度分1,841万2,000円、アスベスト除去費及びシーサイドサンパーク交流施設整備費等に係る国庫補助金1,054万3,000円、合併市町村周辺地域振興補助金等563万4,000円を計上しております。

また、高速道路周辺整備受託事業収入として4,200万円、地方債の追加として1億7,960万円を計上いたしておりますが、この上で歳出に不足する財源措置として、財政調整基金6,953万8,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明いたしましたが、詳細については担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 清水財政課長。

○清水財政課長 それでは、予算書の22ページをお開き願います。

22ページの15節工事請負費でございますが、これは明浜総合支所の補修工事であります。

23ページをお願いいたします。

13節委託料830万6,000円につきましては、法改正等に伴うシステム改造委託料でありまして、主に国保税、老人医療、障害者管理、健康管理、国民年金システムの改造費となっております。同じく13節の委託料でございますが、これは将来のデジタル化や高速通信網整備、CATV整備等に関する事前調査として現在の通信網整備状況調査、あるいは共聴調査、それから法制制度調査等の調査を依頼するものであります。

27ページをお願いいたします。

11節の需用費につきましては、昨年12月の積雪により被災しました改善センターたかがわの修繕費を計上しております。

29ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、野村、城川地域の生活福祉バス購入費でありまして、15人乗りバス2台分の予定となっております。

次に、30ページをお願いいたします。

13節委託料でございますが、これは障害者自立支援法の成立に伴い、障害者基本計画を18年度中に策定し、また福祉計画は9月上旬までに県に提出しなければなりません。それと同時に300件余りの認定調査を実施しなければならないために、現体制での全作業は非常に困難であるため

に一部の作業を委託するものであります。

次に、34ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、温泉施設巡回バスの購入費であります。6月の広報でも周知しておりましたとおり、現在2コースの試行運行を行っていますが、その中で三瓶、明浜、宇和地域の皆様からは大変好評を得ております。そこで、今後はこれらを踏まえまして、コース、時間等の見直しを図ることを視野に入れているところであります。

次に、37ページをお願いいたします。

24節投資及び出資金3,000万円でございますが、これは宇和上水道第4次拡張事業における国庫補助金の内示が今年度要望額を上回ったために、来年度施工予定の補助対象工事を前倒しをすることに伴い、その財源として一般会計から出資するものであります。

次に、40ページをお願いいたします。

21節の貸付金360万円につきましては、三瓶町の高齢者生きがい対策、肉用牛飼育事業として、60歳以上の者を対象に無利子で3カ年を限度といたしまして貸し付けるものであります。

次に、42ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、林道程野桂線の舗装附帯工事費であります。同じく15節工事請負費につきましては、林道内場樽線に係るのり面補強工事費となっております。この内場樽線は、17年度にのり面部の補修工事を行い、本線工事も18年3月をもちまして完成いたしましたが、しかしながら4月10日から11日の豪雨によりまして、もと被災部分ののり面部から広範囲にわたって大量の湧水が発生しましたので、その対策費を計上したものであります。

次に、47ページをお願いいたします。

3目の道路新設改良費1億5,490万円でございますが、これは三瓶町垣生34号線と城川町今田中学校線が主な事業費となっております。

49ページをお願いいたします。

5目の高速道路周辺整備事業費につきましては、皆田地区の墓地造成工事費であります。なお、これに対する事業費は全額受託事業収入として歳入で計上をいたしております。

51ページをお願いいたします。

17節の公有財産購入費でございますが、これは宇和町196号線に係る改良事業費でありま

す。

次に、５５ページをお願いいたします。

１５節の工事請負費につきましては、野村小学校と大和田小学校のアスベスト除去費であります。なお、工事の着工は夏休みと同時に入りたいと考えております。

６１ページをお願いいたします。

１３節委託料とそれから１９節の負担金補助及び交付金の増減額につきましては、指定管理者制度に基づいての組み替えであります。

同じく４目町並み保存対策費と、次のページの１９節負担金補助及び交付金でございますが、これは町並み保存地区内の伝統的建造物の保存、活用を見据えたビジョンについての策定委託料や、それから住民の自発的な地域づくりの活動に対して交付する補助金等が含まれております。

次は、６５ページあるいは６６ページ、６７ページの災害復旧につきましては、主に野村町のネギ太郎農道と市道三滝城線の過年度の災害復旧費を計上いたしております。

なお、歳入につきましては、今ほど市長が金額を含めてご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。午後１時より再開いたします。（休憩 午前１１時５８分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後１時００分）

（日程７）

○議長 次に、日程第７、議案第１３３号「平成１８年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）」から議案第１４１号「平成１８年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」までの９件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第１３３号「平成１８年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，４８１万９，０００円とするものであります。

歳出につきましては、公債費の繰上償還に伴い１７５万１，０００円を増額、予備費で１０１万１，０００円を減額いたしております。

歳入では、一般会計からの繰入金７４万円を増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第１３４号「平成１８年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と地方税法改正に伴う国税税システム改造費の予算組み替えを行うものであります。

歳出につきましては、一般管理費の人件費を４７７万９，０００円の減額、賦課徴収費の委託料を８万４，０００円減額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金４８６万３，０００円の減額であります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ４８６万３，０００円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を５３億２，６４５万４，０００円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてでございますが、予算の今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と惣川診療所の修繕費を増額するものであります。

それでは、診療所別にご説明いたします。

依津診療所の歳出では、一般管理費の人件費を５１万円減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を５１万円減額し、歳入歳出予算の総額を８，２７１万９，０００円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費の人件費を６９０万２，０００円減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を６９０万２，０００円減額し、歳入歳出予算の総額を７，１２１万２，０００円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の人件費を１５万６，０００円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を１５万６，０００円増額し、歳入歳出予算の総額を８，５４９万９，０００円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、一般管理費の人件費を２万３，０００円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を２万３，０００円増額し、歳

入歳出予算の総額を2,005万7,000円といたしました。

次に、惣川診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を59万9,000円増額し、歳入では、診療収入を59万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を956万1,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費の人件費を688万1,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を688万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,777万8,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の人件費を255万8,000円減額し、予備費を同額増額して相殺いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、周末診療所の歳出では、一般管理費の人件費を17万8,000円増額し、予備費を同額減額して相殺いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ございません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第135号「平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整、平成17年度老人保健医療給付費及び適正化推進費の事業実績額算出による前年度分の償還金及び未交付金の計上、それに伴う一般会計への繰出金の計上を行うものであります。

まず、歳出につきましては、一般管理費のうち人件費を22万3,000円減額し、前年度分の償還金として医療費交付金償還金を1,554万円、適正化推進費補助金償還金を22万3,000円計上し、一般会計繰入金を1,648万7,000円計上いたしました。

次に、歳入につきましては、前年度未交付審査支払手数料交付金として21万6,000円、前年度未交付医療費国庫負担金として3,181万1,000円を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ3,202万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を69億5,153万8,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第136号「平成18年度西予市介

護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動による人件費の調整と介護保険法の一部改正により、今年度から実施されています地域支援事業の予算の組み替えが主なものであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,657万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億6,341万1,000円といたしました。

内訳としまして、歳出では、総務費の総務管理費で1,748万8,000円減額し、賦課徴収費で15万4,000円、介護認定審査会費で75万8,000円を増額いたしました。

また、冒頭申し上げましたとおり、地域支援事業費の介護予防事業費の中で、事業実施に当たり386万3,000円の予算の組み替えを行いました。

歳入では、一般会計繰入金を1,657万6,000円減額いたしました。

次に、施設勘定予算についてでございますが、明浜特別養護老人ホーム勘定では、歳入歳出それぞれ460万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億3,113万9,000円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費で施設利用者の送迎用車両の購入経費を460万9,000円増額いたしました。

歳入につきましては、送迎用車両購入経費に必要な460万9,000円を明浜特別養護老人ホーム運営基金から取り崩しすることとし、基金繰入金を増額いたしました。

次に、城川居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ554万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,077万円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費で人事異動に伴う人件費等を554万7,000円増額いたしました。

歳入につきましては、サービス収入の介護給付費収入を256万3,000円、予防給付費収入を140万9,000円、一般会計繰入金を157万5,000円増額いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 鶴岡建設部長。

○鶴岡建設部長 議案第137号「平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、多田営農飲雑用水事業並びに男河内成穂簡易水道水源漏水防止工事の実施に伴うもので、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,975万円を追加し、歳入歳出予算総額5億7,836万8,000円と定めるものであります。

歳出については、総務管理費において、中山間事業負担金975万円を増額いたしております。また、施設整備事業費においては、多田営農飲雑用水事業に係る測量設計委託料500万円、工事請負費1億5,500万円、合わせて1億6,000万円を増額いたしております。

歳入につきましては、県補助金500万円、一般会計繰入金15万円、多田営農飲雑用水事業に係る簡易水道事業受託収入1億5,000万円、簡易水道事業債1,460万円を増額いたしております。なお、簡易水道事業債の増額に伴い、起債の限度額を変更する地方債補正を行っております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第138号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う減額で、歳入歳出予算からそれぞれ66万7,000円減額し、歳入歳出予算を10億8,869万5,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設整備費で人件費66万7,000円の減額であります。

歳入では、一般会計繰入金を同額減額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第139号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ153万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を12億4,214万8,000円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、施設整備費に

おきまして工事請負費500万円の増額、委託料987万5,000円の減額、消耗品費17万5,000円の減額補正となっております。

歳入につきましては、8月に予定しております石城処理区の全面供用開始に伴う使用料金351万2,000円の増額及び施設整備費の減額に伴う分担金15万円、県補助金327万5,000円、繰入金2万5,000円、市債160万円の減額補正となっております。

なお、歳入における使用料につきましては、平成18年度から一本化経営になったことに伴いまして、今回予算の組み替え等の調整を行い、集約処理をいたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第140号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算の主なものは、宇和上水道事業における国庫補助金の増額及び人事異動に伴う人件費の増額であります。

詳細を説明いたしますと、まず支出は営業費用として192万円増額いたしております。これは、人件費にかかる給与63万2,000円、手当等103万7,000円、法定福利費25万1,000円を増額するものであります。これによりまして、収益的支出の総額は6億5,504万8,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、宇和上水道事業会計において、明石配水池築造工事に係る工事請負費として9,000万円の増額計上をいたしております。これは、国庫補助金の増額に伴う全体事業計画の変更によるもので、これに合わせて主要な建設改良事業の業務予定量を補正いたしております。

この財源である資本的収入につきましては、企業債3,600万円、国庫補助金1,000万円、出資金3,000万円を増額計上するものであります。これによりまして、資本的収入の総額は5億7,629万8,000円、支出の総額は8億7,124万9,000円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補てんする財源につきましては、第4条の括弧書きのとおり補正いたしております。

また、企業債の増額に伴い、起債の限度額を変

更なる企業債補正を行っております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第141号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設運営事業外費用の雑支出を調整するものでありまして、これにより収入及び支出の既決予定額に変更はございません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

（日程8）

○議長 次に、日程第8、報告第1号「平成17年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から報告第5号「平成17年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

○森総務企画部長 報告第1号「平成17年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成17年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年度西予市一般会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業特別会計及び上水道事業会計における各事業のうち、平成17年度から平成18年度への繰越明許費及び継続費繰り越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を添えてご報告申し上げます。

以上、報告5件につきましてご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告5件につきましては承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時23分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時25分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第142号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」及び議案第143号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」を本日の日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第142号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」及び議案第143号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

小玉産業部長。

○小玉産業部長 議案第142号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」、議案第143号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市三滝ロッジ及び西予市城川ふるさと交流館は平成2年度開設以来、地域間及び都市と農村の交流の場、健全な保健休養の場として多くの利用者を受け入れてまいりました。平成9年度からは、第三セクター株式会社城川自然ロッジにより、両施設を一体化させた城川自然ロッジとしての経営を行っていましたが、利用客の減少や維持費の増大等により赤字経営となり、経営改善の見通しが立たないため平成18年1月から休館し、

3月末日をもって第三セクターは解散となりました。

本施設につきましては、指定管理者制度により管理運営することとし、1月30日から2月24日までの間、指定管理者の公募を実施いたしましたが、申請者がなかったため西予市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則第8条に規定する指定管理者の候補者の選定の特例により、2者を指定管理者の候補者として交渉した結果、申請者のあった城川を発展させる会について審査委員会でのヒアリングと協議を経て指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものがあります。

その選定の理由として、まずは城川を発展させる会の代表者は、平成7年度から西予市宝泉坊口ロッジの管理人として長年同施設の運営にかかわっているなどの人的能力を含めた実績があること、さらに施設の設置目的に沿い、心の触れ合いを大切にしたいやしの里を目指すことを経営方針としているとともに経営に対する意欲があることなど、総合的に判断したものです。

なお、城川を発展させる会の概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照いただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あす6月16日は午前9時より一般質問、質疑を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時30分

平成18年第2回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成18年6月16日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成18年6月16日
 午前9時00分
 1.散 会 平成18年6月16日
 午後1時53分

1.出席議員

- 1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二 朗
 25番 岡 田 周 三
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静

収 入 役 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 総務企画部長 森 英 二
 建 設 部 長 鶴 岡 康 年
 産 業 部 長 小 玉 岩 康
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 河 野 豊 昭
 明浜総合支所長 安 藤 芳 夫
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 松 本 正 志
 病院総括事務長 上 甲 福 重
 消防本部消防長 是 澤 孝 次
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		(第1号)	
1	一般質問	議案第137号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
2	議案第122号 西予市国民保護協議会条例制定について	議案第138号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第123号 西予市生活福祉バス条例制定について	議案第139号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第124号 西予市霊柩自動車条例制定について	議案第140号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第125号 西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について	議案第141号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
3	議案第126号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	7 議案第142号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について
	議案第127号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第143号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について
	議案第128号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第129号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第130号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について		
4	議案第131号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について		
5	議案第132号 平成18年度西予市一般会計補正予算(第1号)		
6	議案第133号 平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)		
	議案第134号 平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
	議案第135号 平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)		
	議案第136号 平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算		

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 2 2 号 西予市国民保護協議会条例制定について
 - 議案第 1 2 3 号 西予市生活福祉バス条例制定について
 - 議案第 1 2 4 号 西予市霊柩自動車条例制定について
 - 議案第 1 2 5 号 西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 3 議案第 1 2 6 号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 1 2 7 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 1 2 8 号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 1 2 9 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 1 3 0 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 1 3 1 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
- 5 議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 6 議案第 1 3 3 号 平成 1 8 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 1 3 4 号 平成 1 8 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 1 3 5 号 平成 1 8 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 1 3 6 号 平成 1 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算

（第 1 号）

- 議案第 1 3 7 号 平成 1 8 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 8 号 平成 1 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 9 号 平成 1 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 4 0 号 平成 1 8 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 4 1 号 平成 1 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 議案第 1 4 2 号 西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 3 号 西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

なお、拍手等の賛否の表明は、会議規則上、できないことになっておりますので、ご遠慮願います。

ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 これより日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

この際、申し上げます。

各議員の発言時間は15分以内でお願いいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 皆さんおはようございます。

先ほど議長からありましたように、6月定例会が毎回このように傍聴席満席にさせていただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼申し上げたいと思います。

それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしております西予市総合計画につきまして、4点ばかり質問をさせていただきます。

西予市総合計画が、短期間のうちに西予市における各分野の現状と課題を分析し、それに基づいて解決のための基本計画を立てられたことは、これからのまちづくりを進める上において必要不可欠であり、議会としても評価に値し、3月定例議会において承認をいたしましたところであります。そのことを理解した上で、次の4点について質問をさせていただきます。

初めに、今回の総合計画のタイトルは、夢創造せいよ21「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」と愛称がつけられております。これは国の三位一体の改革のあおりを受けて予想外の財政の厳しさから西予市としての出ばなをくじかれ、西予市民全体に将来への失望、不安、閉塞感が漂っていることに配慮し、明るさと元気を取り戻そうという思いを込めて、この計画書が作成されている

ことは十分理解できるわけではありますが、行政が好んで用いるこの夢という言葉は、ある意味でくせものであると私は思っております。夢という言葉には響きはきれいでありますが、実態、形がありません。ややもすれば言葉の響きに全体がごまかされる可能性があります。仮に、市民の方々に夢創造せいよ21から何を期待されますかと聞いたとすれば、恐らく十人十色の意見が返ってくると思います。西予市は、市民と行政が一体となって新しいまちづくりに取り組もうとする上で、果たして目標が十人十色の解釈でいいのかどうか、私は疑問に感じます。これはまさしく同床異夢であって、西予市民のパワーが一つにならないのではないかと心配をいたしております。

計画書では、市民みんなのまちづくりの共通目標として、幅広い層に親しまれ多くの人々の参画、協働が得られるよう計画の愛称を夢創造せいよ21と定めますと書かれておりますが、本当にそうなるのでしょうか。改めて市長に意見をお伺いしたいと思います。

また、本計画書を作成する上において結果を急ぐ余り、本来市長が判断しなければならないことをそれぞれの部局で勝手な判断をして計画書を策定してはいないかどうか。理事者と行政の役割分担はしっかりできての成果なのかをお伺いしたいと思います。

2点目として、今回の西予市総合計画書は、今はやりの言葉を用いるとすれば、アナログ方式であってデジタル化していないのではないかという点であります。つまり、本計画書が従来のような行政から市民への一方通行になっているのではないかと考えております。今回の計画書が過去の計画書と大きく違う点は、行政と市民が協働によって一緒になって町をつくるという点であります。このことはかつてなかったことであり、いわば画期的なことでもあります。総合計画書の中でもこのことを強調されております。

しかし、本計画書を見てみますと、従来どおり行政主導の押しつけにできているような印象を受けます。例えば、文章の末尾の文言はほとんどが、何々に努めます、推進します、支援します、図りますというふうになっており、協働作業といながら実際にはそのようなシステムになっていないように思います。男女共同参画社会の構築、協働によるまちづくりが今回の計画書の大きなテ

ーマであれば、このことがもっと前面に出てこなければならぬと私はと思いますが、市長はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

3点目として、今回の総合計画書策定においては、さきに西予市市民アンケート調査を実施され、それに基づいて総合計画を立てるという手法がとられております。今回のアンケート調査で市民から最も要望が多く寄せられたものが、医療体制の充実、若者定住促進のための施策、就労の場の拡充、高齢者福祉の充実、道路網の整備の5つであります。西予市では、総合計画に引き続いて実施計画、都市計画マスタープランを策定して、さらに充実した計画書を検討されておりますので、今後徐々に内容が具体的になってくると思いますが、それに先んじて質問をさせていただきたいと思います。

西予市には、医療機関が一般病院4施設、一般診療所44施設、歯科診療所17施設あり、市の規模からすれば数の上では十分満たされているのではないかと思います。現実には市民が最も不満に感じているのが医療体制の充実であります。原因はいろいろあると思いますが、大きな理由の一つに宇和病院の老朽化が上げられると思います。

宇和病院は、西予市の公共医療機関として中核施設としての役割を担っております。しかし、現実には施設が老朽化して利用者也減少し、経営的にも大変苦しくなっているのが現状であります。一方、周辺の医療施設の整備拡充はどんどん進んでおり、四国がんセンターがことし4月に新しく開院し、県立中央病院もPFI方式で民設公営方式による改築計画が決定いたしました。また、宇和島市立病院も改築工事がスタートしております。高速道路時代を考えれば、宇和島市立病院まで行くこともあるいは松山市内に行くことも十分可能になりました。また、仮に宇和病院を改築したとしても、このような少子化時代を受けて小児科、産婦人科と置くことは到底期待できないのではないかと心配をいたしております。このような状況の中で宇和病院の改築について、どのような計画を考えておられるのか、改築はあるのかないのか。あるとすれば時期的にはいつごろを目標とされているのか。また、場所的にはどうなのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、若者定住促進のための施策、就労の場

の拡充についてお伺いをいたします。

市民の不満としてよく聞く話に、西予市には働く場所がない、だから何とかしてほしいという意見があります。このことは市長も最重要視され、産業おこしの検討、企業誘致の取り組み、それを実現化するためにことしから職員を東京に派遣して、企業誘致のための情報収集に当たるという意気込みであります。

しかし、時代の変化は明らかに雇用社会から起業社会へ向かって変化しております。戦後60年続いた雇用社会は、結果的に労働人口の83%が何らかの形で雇用される、つまりサラリーマン化しました。既に、飽和状態を超えてシステムとしては限界点を超えております。これからは既存の組織が雇用を拡大するのではなく、新しい技術革新を引き起こす企業や既存事業の変革を重視する起業社会への変換が求められてきます。起業社会とは、すべての人が新しく業を起こすというだけでなく、会社に勤めていても新しい事業を始めたり、組織の変化を進めるという主体的な行動を起こす人がふえる社会ということであります。同時に、これからの5年間で団塊の世代といわれる方々が全国で700万人退職をされるといわれております。労働力の不足と技術の喪失が懸念されます。このことは若者にとっては逆にチャンスであります。若者の勇気ある自立こそが未来社会の活力であり、豊かな21世紀を構築する原動力であります。

しかし、現実には雇用の場を確保してほしいという旧態依然とした受け身の考えが続いております。さきの指定管理者制度への移行は、ある意味で起業社会へのきっかけになるのかと期待をいたしておりましたが、結果はやや当てが外れました。

しかし、全国的には新しい起業の担い手が芽生えております。一つにはNPO法人であります。よくNPO法人というとボランティア組織と勘違いされる方がありますが、これはれっきとした法人格を持つ企業であります。これからはNPO法人がいろいろな場面で活躍する社会になってくると思います。その担い手を養成するのも行政の仕事だと私は考えております。指定管理者制度もNPO法人で検討するのも一つの方法ではないかと思っております。

また、2005年からLLP、有限責任事業組

合という専門家が事業を共同でやりやすいような仕組みも法整備ができました。これからの西予市で考えられることは、企業が競争に打ち勝ってどんどん利益を確保していける時代は、私は終わったのではないかと考えております。利益ではなく使命を持った企業あるいは人が必要になってまいります。今こそ視点を変えて、たとえ小さい企業であれ、みずから起こす社会に転換すべきだと私は思います。そのためには行政ももっと社会変化を認識し、NPO法人、LLP法人等の研究を行い、地域コミュニティービジネスを積極的に推し進めるべきだと思います。

総合計画の中にも、西予市にはいっぱい資源に満ちあふれているとうたってありますが、残念ながらそれを生かす方法については書かれておりません。外に目を向けることも重要であります、いま一度内に目を向け人材を育成していくことから手がけられていくべきではないでしょうか。市長の考えをお伺いいたしまして私の質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんおはようございます。

本日は、傍聴席に早朝からこのように多くの方が詰めかけていただきまして、議会と行政が本当緊張の中で議論ができるものと、このように期待をしておるところでございます。

今ほどは、元親議員の方からいつもながらよく勉強されて鋭い観点からご質問をいただきました。私どもも常々された勉強に対して受け答えしなくてはなりませんけれども、今聞いておりますと考えが浮かんだのは、やはり福沢諭吉が言われます半学半教、半分学んで半分教えると。ともに学びながらやっていく必要があるんじゃないかな、このような思いで聞かせていただきました。

それでは、まず最初に西予市の総合計画の中の一部について、私の方から質問に対する答弁をさせていただきます。

現在、西予市は国の三位一体をはじめ構造改革のあおりを受けて、大変厳しい行財政運営を強いられているところでございます。しかし、こういう状況下にあいながらも、行政に携わる者としては常に夢と希望を失わずに行政を健全に経営し、魅力ある安定した町を次世代に引き継ぐことが大切であって、これを強く肝に銘じているところで

あります。総合計画はそれらのための基本的指針であり、当然行政、市民共有の中でなし得るのだと信じております。

まず、ご質問のこの計画の愛称である夢創造せいの21の解釈でありますけれども、夢という言葉は何か期待を持たせて自分の気持ちを奮い立たせる大変すばらしい意味のある言葉だと思っておりますが、言葉の解釈は人それぞれ違いがあります。私の解釈で夢は、実現可能の高い低いにかかわらず将来においての行動計画であり、実現への希望や願い、理想であります。そういう意味で夢創造とは、行政と市民が共通認識の中で未来へ輝いていく西予市をつくり出していこうという希望や願い、理想であります。何事をするにもすべての人が同じ考え、同じ理解であるとは思いません。人それぞれ個性も考えも違って当たり前だと思っております。ただ、こうした計画の実現に当たっては、当然その主体となる市民の参画や協働の精神が必要であると、このように思っております。

次に、計画書を策定に急ぐ余り市長が判断せず、それぞれの部局の勝手な判断で計画が策定されたのではないかとこの質問でございますけれども、こうした計画書をつくる場合には、従来では専門のコンサルタント会社で一括委任するというのが大体常識といったらおかしいわけですが、そういうことが多かったのではないかと、このように思っております。今回の総合計画の作成に当たっては、むしろ私が職員に言いましたことは、西予市の新しい町のスタートに当たって市が置かれている状況を全職員が共通認識した中で判断し、みずから汗をかき知恵を出し合って策定してほしいという指示をいたしました。その意味を酌んで、手前勝手な手前みそでありますけれども、担当職員はもとより各部局の職員よく頑張ってくれたと、このように思っております。

ここで、理事者、行政、市民の役割はどのような状況であったのかと、ご確認をいただくために策定までの経緯について報告をさせていただきます。

本計画の検討に当たっては、まず職員による計画策定プロジェクトチームの会議を設定し、このチームが主体的に全職員の協力のもと実態把握を行い、助役以下課長までの職員で構成する庁舎内策定委員会で素案を作成し、市民30人——代表

30人でございますが——で構成する総合計画審議会に諮問して答申を受け、私がおその内容を精査した上で、さきの3月定例議会に提案を申し上げ議決をいただいたところであります。

策定の過程では、未来の西予市をテーマにした小・中学生による絵画、作文の募集、まちづくりご意見、アイデア募集、キャッチフレーズ募集等を行うとともに、市内26の会場で開催した市政懇談会、経済団体職員とのまちづくり懇談会、地域審議会、さらには市民アンケート調査等による意見、提言を集約し、それを踏まえて策定したものであります。このように、それぞれの過程で理事者、行政、さらには市民の皆さんが役割分担を果たしながら作成にかかわってまいりましたので、その意義は大変大きいものであると受けとめております。

次に、計画書が行政から市民への一方通行になっていないかというご質問でありますけれども、ご案内のとおり総合計画は地方自治法第2条第2項で定める地方自治体の最上位の計画であります。法律では、市町村はその事務を処理するに当たって議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的構想を定め、これに則して行うようにしなければならないと規定されております。したがって、総合計画は自治体の行政経営指針として、目指す将来像とそれを実現するための基本目標や策定の大綱、重点プロジェクトを示したものであり、決して市民に強制したり押しつけたりするものではありません。

しかし、計画書の基本理念に位置づけておりますように、これからのこれらのまちづくりにはともに考えともにつくる、住民と行政の協働の精神が必要不可欠であります。ご指摘ありました文章の文言には、市の指針的表現を用いておりますので、違和感が少々あったかとは思いますが、あくまでも行政の取り組む姿勢の表現でありまして、まちづくりの主体は市民にあることは変わりありません。どうぞ次世代に自信を持って引き継ぐことのできる夢のある安定したまちづくりにご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 上甲病院総括事務長。

○上甲病院総括事務長 元親議員の宇和病院の改築計画についてお答えをいたしたいと思ひます。

宇和病院は、昭和50年に120床の近代的な病院として新築され、その後144床に増床し、地域医療の確保と医療水準の向上に努め、地域住民の期待にこたえてきたところでありますが、築30年を経過しており施設の老朽化が著しく進んでいます。また、耐震基準に満たさない施設であり、災害発生時の救護活動を十分に発揮できるか危惧されているところでもあります。西予市における中核病院として、今後とも住民に信頼される病院であるためには改築が急がれるところであります。

しかし、現在医療現場では平成16年度から始まった新臨床研修制度により、地方の医師不足が一層深刻になって診療の縮小を余儀なくされている診療科も出ています。また、今年度の医療報酬の改定により、経営の悪化など厳しい局面も迎えています。このような課題を見据えながら、厳しい財政状況の中で市民の命と健康を守るためには、医療施設を効率的に配置した医療体系が求められてくると思ひれます。そのためには市民の皆さんのご意見をいただきながら、市立病院及び市立診療所の再編成、ネットワーク化を検討しながら病院改築を早急に取り組まなければならないと考えております。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 元親議員の4点目のご質問で、若者定住促進のための施策及び就労の場の拡充についてお答えをいたします。

一般的に安定した雇用環境があると、国民の起業意欲や新規事業への挑戦が低調になるようですが、日本の起業活動には諸外国に比べて特に弱いともいわれております。議員のご指摘のとおり、国はこの対策の一つとして有限責任事業組合法を制定し、創業を促す事業体制制度を整備したところであります。当該制度の創設によりベンチャーや大企業の連携、中小企業同士の連携が容易になりましたので、新たな事業体が生まれる可能性を秘めた制度として、大いに期待をいたしているところでございます。

一方、NPO法人については、特定非営利活動促進法公布から8年が経過し、企業事例もかなりの数に達しております。NPOの活動内容は、法で定められた17分野を主たる目的としなければならない制約はありますが、地域の特産品販売という一見営利目的事業と思ひえる活動であっても、

地域の経済活動の活性化を図る活動と位置づければ設立要件を満たす場合もあり、本市においても同種のNPO法人が設立される可能性は十分あるうかと思えます。法人認証にかなりの時間と労力を要するデメリットはありますが、法人化のメリットを地域活動に活用できるよう情報発信や団体支援に努めてまいりたいと思うわけでございます。雇用社会のシステム限界論は専門家にお任せをするとういたしまして、南予地域は非常に厳しい経済情勢下にありますので、産業活性化対策や雇用対策は県政の優先施策にも掲げられております。市とういたしまして、愛媛県と連携しながら、創業希望者に対する相談事業、法人化を進める上での支援など、でき得る限りの起業対策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

また、団塊世代のリタイアがもたらす社会的影響がいろいろ議論されているようですが、現役世代以上の知識、能力を有するこの世代の動向は注視する必要があるかと思えます。地域コミュニティビジネスの展開は、ご指摘のとおり人材の育成が大きな要素であります。団塊世代が今後地域に帰り、これまでの経験を生かしたNPO型の企業を起こす期待もございまして、地域の若者の活動をサポートする役割を果たしていただく可能性もあります。市とういたしまして、これらの動きを的確にとらえたバックアップ体制を整えたいと考えております。今後ともご提言、ご助言をいただきますことをお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長 5 番元親孝志君。

○5 番元親孝志君 1 点だけ再質問させていただきたいと思えます。

総合計画書についてでございますが、今回の西予市総合計画書というのは私が考えるに、あくまでも旧町時代の総合計画書をベースにつくられておる部分が相当にあるんじゃないかというふうに思っております。旧町時代各 5 町がたしか第 4 次総合計画までつくった段階で合併したと思うわけですが、第 4 次総合計画をつくった時代というのは基本的にバブルははじけておりましたが、まだやはり意識はバブルであったというふうに思います。そういう中での策定でありますから、当然市長が 3 月定例議会で言われたニーズかウォンツかという話になりますと、やはりウォンツ、欲しい

からつくってほしいと、欲しいという部分が非常にウエートの大きいんじゃないかと。

しかし、現状としてこれほど財政が逼迫してきますと、これをすべて聞くわけにはいけないということになりますと、今心配しておりますのは、これをトータル的に見てニーズの部分にまで影響するんじゃないかなと。ウォンツとニーズ、ウォンツを切らなければニーズの部分に影響してくる、そういう心配をいたしております。今後、実施計画を策定される上においても、この市長が言われておる西予市にとって必要なものと欲しいものとの区分けというものは、いつの段階でだれがどうされるのか、そのことをお伺いしたいと思えます。

○議長 三好市長。

○三好市長 元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

総合計画のつくり方を含んだご質問でありますけれども、基本的にはいろいろなことを含んだ上の総合計画になつてことは当然でありまして、この西予市も 5 町のそれぞれのやられた行政を引き継いだ、継承した市でありますので、そこで分断があるわけではありません。したがって、そういうことをベースにしてつくることは当然であると思っておりますし、ご案内のとおり合併のときにつくりました建設計画等々も含んで総合的に考えるというのは大事だと、このように思っております。

ニーズとウォンツとの問題であります。これは常々私が言っていることでありまして、行政はニーズをやるべきであって、ウォンツは手をつけると後々取り返しがつかないことになるということは思っております。だからウォンツの部分、住民の方々は当然ウォンツのところまで入る、欲しいと言われるわけありますから入るわけあります。ただ行政に携わる者、あるいは議会人たるものは、ともにその辺をどこの段階で押しとどめて本当のニーズを見つけていくかということが私どもの、ここの場におられる方々の役目だと、このように思っております。ございまして、実施計画の段階ではそれをしっかり把握した上で実施計画をつくっていくと。だから、実施計画に当たってはウォンツの部分をそぎ取っていくという考えであるわけあります。

以上でございます。

○議長 次に、2番松山清君。

○2番松山清君 平成18年第2回定例議会におきまして、質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

三好市政も1期目の折り返し点を過ぎたところで、この2年で既に形としてあらわれてきた政策もありますし、市庁舎建設やCATV事業などこれから取り組まなければならない重要施策も残されております。合併前につくられた青写真を実現すべく、これまで三位一体の改革に伴う財政難の中、さぞ苦労も多かったことだろうと思いますが、実施してきた結果に対するレビューも重要で、三好市政が歩んできた道が正しかったのかを市民からこれからは問われてくると思われます。

市の財政に閉塞感が漂う中、今年度予算編成において市民が期待しておりました各種事業において大幅な予算カットがなされ、合併してどこがよかったのか、何のために合併したのかなどという率直な意見も少なからず市民の中に出ていることは否定できません。

今回の平成の大合併は、返済不能とまで言われるお金の使い方を誤った国の借金政治にピリオドを打とうとするものであり、日本の財政収支のバランスを考えたときに、してはいけないことをこれまでしてきた、あるいはつくってはいけない物をつくってきたことのツケが国民に回ってきたものであると私は考えております。

医療や福祉はただであるのがいい、お年寄りをはじめとする経済的弱者にとってなるべく負担は低くしてもらいたいと思いますが、現実的にはコストは必要であり、適正な負担と互助の精神が不可欠なので、そのあるべき姿を今では国も医療改革法案など改革しているところであることは、国民の周知の事実となっております。今や国民の生活に深くかかわる聖域の部分までの福祉コストも切り詰めない限り、公共事業の削減や補助金カット、地方交付税を減らす三位一体の改革のみでは日本の借金あるいは日本という国のシステムはどうにもならないところに来ているのであります。そのような中で、合併してよかったかとかなかった方がよかったという議論は、本来の今回のスリムな行政を実現し、経費削減により健全な財政を行うという合併の目的から考えると、180度視点が違っていると思うのですが、合併特例債などというあめをなめさせバラ色の町の将来像を

描いてきた地方住民から見ると、これまでの方がよかったと思う人が多数おられるのももっともなことであります。

しかしながら、我々はこのような状況の中でも、行政コストの縮減という命題に向かって突き進まなければならない時代であるということは十分認識しております。この苦しい財政の中、三好市長におかれましては、この4年間でどうしても方向性をつけておかなければならない市庁舎建設とCATV事業に後半2年間でどのように取り組んでいかれるのか、市民も私も大変注目しているところであり、その実現が合併の結実の一つとして行政コストを削減し、また開かれたまちづくりを推し進める起爆剤として今後の西予市の発展につながっていくものと、大いに期待しているところであります。

財政難を理由に、市民にあれも我慢これも我慢というのも一つの行政ですが、我慢だけでなく将来に向かってやるべきことはやる。ビジョンを示し夢を住民に与えるのも一つの行政の姿ではないでしょうか。この2年間、そのようなことを私は考えてきたのですが、そのような考えに基づき今西予市が取り組むべき問題について質問をいたします。

まず初めに、西予市の今後のごみ削減方針とボランティア活用について伺いいたします。

ごみの分別と削減については、ごみ処理費1億円削減の目標を掲げたこととそれに向かったの取り組み、特にことし4月からの分別方法の細分化に伴い市民の意識も向上してきていることは、循環型社会の実現に向けて大変よい方向へ西予市が進んでいると思います。徳島県の上勝町ではゼロ・ウェイスト行動宣言、つまりごみゼロ宣言を平成15年に掲げ、全国レベルの相互ネットワーク化を図り協力体制づくりに積極的に取り組んでおり、以前厚生常任委員会においてその視察研修に行きましたが、そのような全国的なごみ削減運動の高まりをかんがみると、西予市では1億円削減どころかごみ処理費を半分にするというくらいの意気込みを持ってほしいと思うのですが、市長はどう考えておられるのでしょうか。

西予市五女グループや宇和町壮年会、婦人会などでは、先進地研修として香川県善通寺市のリサイクル情報発信基地である未来クルパークを訪ね、資源ごみリサイクル、生ごみリサイクル研修

を行い、私も同行しましたが、その中で得たことは市民がいかに熱心にごみ削減をしようとしているか、ボランティア活動がどれほど大きな力を発揮しているかというごみリサイクルについての精神的な部分でありました。また、行政は分別収集された資源ごみの業者への売却を入札などにより効率的に行い、売却費を市民に還元するという独自の発想からシステムを構築し、全力で市民を支援し、ごみを行政と市民が一体になって減量していくというムードを盛り上げ、それが大変うまく機能しておりました。

西予市を振り返ると、号令をかけ市民の意識は高揚しましたが、その受け皿がないという感が強く、もっとさまざまな方で行政はごみ削減の支援をスパイラルアップしていく必要があります。城川にできた廃プラ工場については、廃プラ関連のごみ削減についての期待が高く、その成果があらわれるのはこれからだと思いますが、その運用目標はどうでしょうか。

また、善通寺市の中間処理施設未来クルパークやこれまで議会で研修してきた一部の例で言うと、生ごみでガスを発生させて発電をするという北海道滝川市のリサイクリンごみ処理施設、砂川市のクリーンプラザくるくるなどのような南予広域を視野に入れた規模の中間処理施設を西予市に建設することを目指しながら、これからの社会の中でごみ削減を図るという目的を持って、ごみリサイクルの一つの役割を西予市が果たしていくというのも、地の利を生かした当市ならではの取り組める施策と考えられますが、そういった取り組みができないのか、市長の考えをお伺いいたします。

八幡浜市のごみ焼却場は平成24年までしか使用できないと聞いておりますが、その後は県の地方局管内で1カ所の処理場として集約していくというような話が過去にありました。しかし、それからの計画や取り組みについて示されておらず、ごみ削減が重要な課題となっている西予市は、今こそ理想のごみ処理に取り組むための中間処理施設誘致もできるではありませんか。

砂川市のクリーンプラザくるくるは、平成15年に完成した資源ごみリサイクル等生ごみをガス化して発電するという施設であったため、ややにおいがしていたのが気になりましたが、生ごみによる発電などの技術も毎年かなりの勢いで進歩し

ているとのことです。また、善通寺市の未来クルパークは平成12年に完成しておりますが、資源ごみだけしか処理していないためにおいもなく、しかも住宅地の中で稼働していたのが印象的でした。

現在、西予市のごみ処理施設は全体としては未整備と言わざるを得ず、また市民がごみリサイクルや生ごみ削減のための生涯学習ができるようなところはないのが現状です。平成24年以降をにらんだとき、ごみ処理に関しても西予市も何らかの役割を南予の中で果たしていかなければいけないと思うわけですが、今からあるべき姿を考えておかなければならないのではないのでしょうか。

また、これからのごみ削減については、市民を中心とした活動が非常に重要となってくると思います。その活動をしている人がやりがいを持って取り組んでいけるようになれば、おのずとごみ削減は前進していくことになるでしょう。そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず、市民から要望があった、あるいは提案のあったごみ処理の方法についてモデル地区を決めて試行し、うまくいけばその方法を水平展開していくことについてであります。具体的に言うと、地区の中で老人クラブなどボランティアでその地区の生ごみを電動生ごみ処理機によって処理すること、町中の場合集会所に電動生ごみ処理機を設置する費用は、当初行政では負担するがその後は老人クラブなどが運用し、削減分相当を活動費として還元していくということであります。同じたぐいの提案として、野村町で昨年度運用が開始されたエコセンターを生ごみ処理に活用できないか。これもモデル地区を決めてルールをつくり、そしてその有効活用の方法について調査研究に取りかかれたいかについてであります。

もう一つは、西予市のごみ処理機導入の補助の枠組みの拡大です。最近では手動式の生ごみ処理機についても紹介されており、コンポストと電動処理機だけでなく、そのような新しいごみ処理方法についても補助すべきであると私は思います。また、市民の中からは電動処理機について、市内で購入して補助金を2万円もらうより市外で購入するなどして補助金をもらわない方が安いという現状があり、それはおかしいというような苦情も寄せられており、JAなどの取りまとめ等により、より安く導入できるような方策を支援する必

要もあるのではないのでしょうか。理事者の考えをお聞かせください。

次に、CATV検討委員会の答申を受けての、今後の事業の取り組みについてお伺いいたします。CATV事業については、昨日の全員協議会で説明があったので理解できたわけですが、市民の関心も高いためお聞きいたします。

CATV事業検討委員会の答申が出されましたがその内容について拝見したところ、極めて妥当な概要であるとは思いました。しかしながら、せっかくの答申でありながら、本年度の予算にその成果が反映できていないのではないかと危惧しているところであります。答申で提言されているFTTH方式、公設民営での整備、八西CATVと野村ケーブルテレビのエリア活用、コスト削減やデジタル放送開始も含めた将来的な展望、サービスの内容など、早速取り組みを期待しているところです。今年度県内の一部でデジタル放送が開始され市民の関心も高まっていくので、西予市においてもそろそろどう取り組むのか、市民に示さなければならぬのではないのでしょうか。

4月に視察した岡山県新見市では、公共下水道事業において、光ファイバーも同じ管路内に設置し布設するという方式も取り入れたラストワンマイル事業に取り組んでいましたが、財政的な負担も大きなものとなっていたのが印象的であります。先般四国中央市のCATV事業の中で公設民営エリアがサービスを開始するということが報道されましたが、こちらは西予市と類似の面積をローコスト化を実現し約20億円弱で開局しています。西予市では今後どう取り組むのか、理事者の考えをお聞かせください。

次に、成人式の一般開放についてお尋ねいたします。

成人式の運営については、全国でそのあり方が問題となって以来、地域ごとの取り組みがなされてきています。これまで成人者による企画などにも取り組んではみましたが、特別な模範解答などはありませんでした。宇和町時代カラオケなどもありましたが、成人式の行事としてすばらしいものとは私には思えません。成人式の行事は成人が自分たちで企画するのだから何でもよいという考えには、私は全面的に賛成はいたしかねる部分がございます。

西予市では、1会場で実施されるようになり、

市長や来賓の県会議員の話など一般の人にも一緒に聞いてもらいたい内容であり、また宇和文化会館や乙亥会館で成人式をとり行った場合、会場の余裕もあるので家族や地域の人、教育関係者なども自由参加できるようなものにしてはどうでしょうか。私は新成人の意見発表を毎年楽しみに聞いておりますが、そのほか歌や踊りの発表もよいと思いますし、朝日文楽のような地域芸能など発表できるレベルのものを披露するような案もあるのではないのでしょうか。理事者の考えをお伺いいたします。

最後に、宇和運動公園市営プールの整備についてお伺いいたします。

昨年、宇和運動公園の整備案について、定例議会終了後説明を受けたことがあります。その後整備計画はどのようになっているのでしょうか。国体誘致なども関連してソフトボールを誘致したいという市長の考えをお伺いいたしました。会場は球場ではなく2面が同時に試合できるスペースが必要などという規定があるようですが、合致するのか心配です。

また、300メートルトラックを400メートルトラックにするということについても、その後検討は進んでいるのでしょうか。サッカー大会など人が大勢集まる場合、駐車場不足が深刻となっていますが、宇和運動公園はJR駅に近く、車で来るとい以外にJRを利用できるというのが強みだそうです。400メートルトラックの場合、その内側にサッカーコートを併設できるので、あわせて検討できないのでしょうか。

また、宇和運動公園内にある市営プールですが、夏の2カ月間のみしか利用できず、温水プールとして1年間利用できるようにしてほしいという意見が以前から大変多くあります。毎年地域の総会に出席するたびに、健康維持のために水泳がしたい、温水プールをつくることによって健康増進が図られ、医療費や介護費が低減する……。

○議長 松山清君に申し上げます。

発言時間の制限を超えていますので、簡潔に願います。

○2番松山清君 はい、わかりました。

長年の悲願である、いつも吉田に通っているの、あのプールを何とかしてもらいたいという意見が必ず出てきます。

現在、宇和町では武道館がなく、柔道、剣道や

少林寺拳法の団体からは温水プールでなく、2階には武道場を併設してほしいとの要望があります。財政難であるため慎重に検討する事項であるとは理解しているもの、温水プール建設について西予市の建設計画にも載せられており期待している人が多いので、その見通しをお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 松山議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、今後のごみ削減方針とボランティアの活用についてでございますけれども、ごみの削減につきましては、平成17年度はごみの減量やリサイクル、これによりまして1億円の予算を削減することの素案づくりに取り組みをしたところでございます。

本年2月25日に開催をいたしました環境フォーラムで、西予市ごみの減量化による経費削減計画「ごみゼロを目指して」でございますが、これを発表し市民の皆様方に新分別のご理解とご協力をお願いをいたしておるところでございます。また、引き続き3月からは各公民館単位等での地区分別説明会や小集落及び各種団体などへの分別説明会に昼夜を問わず出向き、新分別の周知徹底、啓発に努めているところでございます。

西予市ごみの減量化による経費削減計画「ごみゼロを目指して」は、資源浪費型社会から資源循環型社会への構築への移行でございます。ごみの3Rでありますリデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として活用する）を実施し、ごみを出さない、つくりたくない、焼却処理や埋め立て等を可能な限り少なくすることを目指し、再資源化による資源のむだのない活用、廃棄物の再資源化へのルートの確立を図るものであります。

具体的には、資源ごみのうち瓶類、ペットボトル、プラスチック製造製の容器包装は指定法人ルートで、缶類その他プラスチック類、紙類、粗大ごみ、スクラップ、蛍光管については独自のルートにより、そして乾電池につきましては全国都市清掃会議ルートにより処理をいたしているところでございます。このことにより、燃やすごみ及び埋め立てごみの量と経費の大幅削減が可能となり再資源化ルートの確立が図れ、資源循環型社会へ

の基礎はできつつあると、このように確信をいたしているところでございます。

本年4月及び5月のごみ処理の結果が出ましたので、概要を報告申し上げます。

まず、燃やすごみでございますけれども、4月は昨年度の搬入量702トンに対しまして631トンで、71トンの減量で10.1%の削減率でございました。しかし、5月は682トンに対し719トンと、逆に37トンの増加となり5.4%の増でございます。ただ、今の報告の中で、八幡浜市で処理をしていただいている宇和、三瓶、明浜町の旧3町の4月の広域処理委託料の搬入量、これは前年度対比で78.6トンの減量でございます。15.8%の削減率でありまして、金額にしますと338万2,000円の経費削減となっております。5月分につきましては、6.7トンの減量で1.4%の削減率、28万7,000円の経費削減でございます。

また、燃やさないごみ、埋め立てごみにつきましては、4月昨年度の搬入量372立米に対し36立米と90.3%の削減率で、5月につきましては390立米に対し24立米と93.8%の削減率でございました。粗大ごみにつきましては、77.8%に削減をできておるところでございます。これは4月、5月という2カ月間のみの結果でございますので、今後長い目で一年間を通して考える必要があるかというふうに考えております。

次のご質問にございました昨年度城川に設置いたしました減容圧縮こん包施設の引き取り申込量でございますが、これは年間271トンの計画でございまして、出荷量は4月が13.1トン、5月が18.7トンと徐々に増加をいたしております。また、品質評価につきましては、今年度から評価基準の方法が見直しをされまして厳しい評価の内容となっておりますけれども、西予市におきましては市民の皆様のご協力と城川町清掃センターでのきめ細かい分別チェック等によりまして、AランクからDランクまであるわけですが、西予市の場合はAランクの評価をいただいているところでございます。今後、市民の皆さんの分別がさらに進むことによりまして、実績は徐々に上がってまいると期待をいたしておるところでございます。

以上、分別当初の2カ月の実績としては予想以

上のよい結果と、このように思っているところでございます。

また、ご質問にございました南予を包含する規模の中間処理施設についてのご質問でございますが、南予自体の面積は非常に広範囲でございますが、また山間地もございます。各自治体の輸送費等の経費増大の問題など、今後において検討すべきものと、このように思っておるところでございます。

次に、議員からご提案のありました生ごみのモデル地区につきましては、管理運営経費等を勘案の上、総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、野村町のエコセンターをごみ処理に活用できないかというご質問でございますが、エコセンターにつきましては建設当初から生ごみについては想定しておりませんで、これは国庫補助事業、畜産資源リサイクル、畜産環境整備事業で設置したものであります。また、現在畜産農家の受け入れ、もうこれだけで満杯の状況であると、このように伺っております。

また、生ごみ処理機の補助についてのご質問がございましたが、手動式については実績、効果がありますれば補助も検討したいと、このように思っております。なお、生ごみ処理機は現在市内での購入が条件と、このようになっておりますけれども、近隣市町等からの購入についても今後検討してまいりたいと、このように思っております。

21世紀は環境の時代、今後とも市民の皆様のご理解、ご協力をお願いし、きれいな、そして住みよい西予の循環型社会の構築を目指して事業を推進してまいりたいと考えております。また、職員もみずからも汗をかくというこのような観点から、市の職員を対象としたごみの分別体験研修、これを実施したいと、このように考えておるところでございます。どうか今後とも環境行政に格段のご高配を賜りますようお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員のCATVの関係の質問にお答えしますけれども、その前に一言だけ。

今ほどごみの削減の回答をいたしましたけれども、これにつきましては市民の各グループの方々、それから各家庭、本当にご協力をいただい

ておりまして、今ほどのような状態になっております。これこそ市民の協働——「きょうどう」というのは協力して働くと書く「協働」であります——のあらわれであります一つの大きな削減の流れになっておると、このように思っておりますので、なお一層お力添えのことをお願いしたいと、このように思っております。

また、松山議員の総論の部分で、合併議論とその認識についての話がありましたけれども、これにつきましてはそれぞれの認識の違いはあろうかと思えますけれども、私はもう合併はこれは歴史的な必然性であると、このように思っておりますので、この必然から逃れるような発言や云々かんぬんに対してはくみするものではありません。したがって、新しい西予市をつくっていくという一つの認識の中でやっていかんといけない、このように思っておるところでございますが、ご理解をいただきたいと思っております。

また、庁舎建設、CATV等々の諸問題がありますけれども、これも前向きに今やっておるところでございますがご理解をいただきたいと思いますが、その中のCATVについてのご質問についてお答えさせていただきます。

平成18年3月10日に、西予市ケーブルテレビ整備事業検討委員会から私あてに対して答申が提出されました。これを受けて、CATVの整備方法及び財源確保に向けて、県及び四国総合通信局との協議を進めております。

整備方針につきましては、光ケーブル方式により既存ケーブルテレビとのエリアを取り込んだ西予市で1つのケーブルテレビを設置する方法で進めたいと考えております。

整備方法につきましては、放送と通信を分割して実施する方法や地区割りで放送と通信を同時に実施する方法、あるいは整備における民間参入も視野に入れて検討中であります。

運営につきましても、放送事業や通信事業の指定管理者制度や民間活力により運営コストの削減に努めるとともに、住民負担の適正化についても検討を進めてまいりたいと思っております。

事業内容といたしましては、テレビ再送信、インターネットサービス、自主放送、行政放送、地域放送、音声告知放送、FM放送、IP電話、双方向通信等のケーブルテレビで可能な情報インフラを財源の許す限り整備していきたいと考えてお

ります。

財源につきましては、四国総合通信局及び県との協議を行っておりますが、市の財政事情を考慮すると、補助金、交付金、起債等の西予市にとっても有利な財源を確保した上で、早急に詳細設計に取り組みたいと考えております。

西予市の事業費につきましては、詳細設計によらなければ実際はわからないわけですが、それによって事業費は確定するものでありますけれども、現在概要として把握している概算事業から民間参入分、引き込み工事、宅内工事等の住民負担を除きますと、大体約25億円程度と考えております。これも補助金、起債等々有利な起債を使いますと西予市の負担はどんと減ってくると、このように財政的にある程度のところでできると判断はしておりますのでございます。

平成11年には、現在のアナログ放送が停止することになっております。通信環境も地域間で格差が拡大している現状であります。西予市は沿岸部から四国カルストに至る広大な地域であり、この中に存在する時間と距離を克服するためにも西予市ケーブルテレビの整備は必要であります。西予市ケーブルテレビは、西予市総合計画にも掲げております離れてもお隣さんの感覚で話ができる情報を目指しておりますので、議員の皆さん、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長 河野教育部長。

○河野教育部長 松山議員の3点目の成人式の件と4点目の運動公園、プールの整備についてお答えをしていきたいというふうに思っております。

まず、平成18年の成人式から一本化を図った西予市成人式として開催することができました。合併と同時にいきなり一本化ということにつきましては、それぞれの地域の実情もあり調整の期間が必要でありました関係から、平成17年につきましては従来の方法で成人式を開催してまいりました。しかし、西予市のまちづくりというのは西予市の一体感を助長するものでありますので、西予市は一つという考え方にに基づき1会場で開催できましたことは、今後回を重ねるたびに定着してくるものと考えております。

松山議員の質問でありました成人式の一般開放についてであります。これまでの成人式では確かに積極的な呼びかけはいたしておりませんでし

た。保護者の方、家族の方が来ていただくことについては開放しておりましたけれども、消極的な呼びかけしかしておりませんでした。次の19年成人式からは、成人者の家族をはじめ一般の方々に対しましても成人式への参加を広く呼びかけるよう、その方法については検討していきたいというふうに考えております。

次に、宇和運動公園市営プールの整備についてお答えをしたいと思います。

本年4月にスポーツ立市振興計画審議委員会を設置し、2017年国体を見据えたトップアスリートの育成やスポーツ施設等の整備、計画を含めた振興計画書の策定に現在取り組んでおります。

国体誘致につきましては、相撲とソフトボール少年女子の2種目について誘致の申請を提出しております。国体誘致の条件としまして、ソフトボールの場合はソフトボール2面を確保することが開催の条件になっております。現在の宇和運動公園多目的広場はコート2面を確保することができませんので、一部拡張工事が必要になってくると思います。ソフトボールの国体誘致が決定しました場合は、陸上競技場の400メートルトラックの整備も含めた宇和運動公園整備計画見直し検討委員会等を設置し、協議して進めてまいりたいと考えております。

それから最後に、温水プールの建設につきましては、旧町時代から議会で質問をしていただいておりますし、16年に合併してからもご質問がありましたけれども、今後の財政事情等を考慮しながら建設に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長 2番松山清君。

○2番松山清君 ごみ処理に関して、施設の建設に関して市長の考えをお伺いしたいんですが、私宇和町出身でございますので、過去振り返ったときに昔はリヤカーでごみを集めておりまして、それを三嶋橋のところにバサッと移して捨てたのが私の記憶に残ってるわけです。その後、運動公園の上にごみ処理場ができて、ああこういうごみ焼き場ができてすばらしいなあと思っておりましたが、大阪からUターンして帰ってきてボランティアなんかで缶拾いとかいろいろとやったときに、野村のごみ処理場行ったんです。そうすると、宇和のごみ処理場とは全然違って、やっぱりこちらの方がすごく近代的で、野村っていいご

み処理場があるなというふうに１０年ぐらい前に感じました。

そして、西予市になりまして、２年前に北海道の滝川市というところがバイオマス事業で最新のごみ処理場ができたということで、行ってみたら革命的といいますか、私には想像できないような処理場だったわけです。それは生ごみを発酵させてガスを発生させ、そしてそれが発電をするわけです。また、電気として売っているわけです。ですから、ごみ処理っていうのはここまで来たのかと。そして、広い範囲でやるとこんなことまでできるのかというのを強く印象に持ちました。

そして、先般善通寺市の未来クルパークへ行っただけですけども、ここはちょっとつくられたのが５年以上前なんで、そこまでの近代的な施設ではなかったんですが、私は市議会議員になって自分のごみに対する認識は井の中の蛙だったなというような認識を強く持ったわけでありまして、今の国の流れとか国の環境政策の中においてはそういったとこまで考えられて今ごみのことを考えられとる。今私たちが目の前で見ているのは現実のことでありますので、もちろんこの現実をどう対応していくかというのは大事なんですが、やはり新しくできた施設などは市民が一体になって研修するような設備とか施設とか会場とかそういったものがあって、おのずとそういうところに行って研修することによってごみは減っていくんです。

しかしながら、西予市においてはそういう部分が今の状態ではないので、そういったものをもう西予市だけで解決するという時代ではないと思うわけでございますので、その中で例えば中間処理では中間処理を受け持つ、生ごみ処理では生ごみ処理を受け持つ、いろんなものを南予の中で分散して、しかも広域化を図ってそういった事業をやらなくちゃあならない時代になっているんじゃないかなというふうに思っているわけなんです。ですから、そういう未来、１０年後１５年後考えたときの西予市は、じゃあ何をしていくのかということなんですけども、市民とどうしていきたいのかということについてお答え願えたらと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員の再質問についてお答えいたしますが、その前にちょっと私先ほ

ど「２０１１年」と言うところを「平成１１年」と言ったそうでありまして、アナログが終了するのが「２０１１年」、「平成１１年」ではありません、「２０１１年」でありますので。ちょっとさっと言いましたら平成１１年と言うとりました。訂正させていただきます。

それでは、今松山議員のごみ施設の建設の絡みでいろいろなお話がありましたけれども、私どもは今、今後南予一帯あるいは今の八幡浜地方局管内等々についてのごみのあり方等をするために、広域的なごみ計画のお互い同士の委員会を立ち上げておるところでございまして、その中では今の段階では八幡浜管内を１つにするのではなくに２つというような発想に動き始めておるような気がいたします。これがいいのかどうかというのは今後にまたれるわけでありまして、そういう中で西予市のごみに対するあり方、今言われた中間施設等々のあり方も検討の課題になると思うのでございまして、しかしながらごみはやはり今私どもが西予市に運動しておりますように、減らすことができる可能性があるということは思いやるわけでありまして。いかにやはりリサイクルしていくかということの中で考えていく必要があると思いますし、また大きく考えたら今ほど言われました滝川市のようなバイオマスによって発電をします。これも私も旧宇和町のときに松本市に見に行かせてもらって、松本市では発電を東京電力に売られとりますし、プールを横につくられとります。そういう大きな施設を見させていただいて、ごみはこういうものかなと、ごみも資源になる可能性があるのかなという認識もしております。お互いそのようなところを訴えて、どういう状況に行くのが適切かということを私どもも今度の計画の中にしっかりした認識でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 次に、１６番岡山清秋君。

○１６番岡山清秋君 この６月の定例会にはいつも明浜町の方が、年間の役員の方、区長さんをはじめ大勢の方が見えてこられます。私は城川町出身でありますけれども、今回あえて合わせたわけではありませんけれども、明浜町のことが若干出てまいります。失礼なことを申しますかもしれませんが、お許しをいただきまして質問させていただきます。

議長より質問の許可をいただきましたので、お手元のとおり3点ばかり質問をいたします。

地域の活性化についてであります。地域住民が独創的に行う活性化事業を推奨し支援する問題について質問をいたします。

先般、明浜町で開催されました西予市合併記念の南こうせつピクニックコンサート、これにしまして新聞やテレビ報道によりますと、約2,000人の観客も訪れ、盛大に開催されたと聞き及んでおります。来客者からも大変好評で、地元の物販等も感興のうちに販売されたと聞いております。地元の人たちの声も大好評であったということでもあります。改めまして、今回の実行委員長並びに役員の方々、そして地元のいろいろなお立場でお世話をしていただいた方々に対し、心から敬意を表するものでございます。

今回、私はここに西予市の、またこのたびの明浜町という町の方向性が示されているように思います。西予市も合併をして今年目に入りました。地元の人たちの声、また現に過疎化の一途をたどっているという感は地元の人たちにもぬぐえないと思います。それは、明浜町のみならず私どもの城川町にも同じことでもあります。やはり、それぞれの地域が活性化していくには、今回のように町を挙げて取り組み、自分たちの町は自分たちで盛り上げていく、こういった方向づけが今回の明浜町のイベントのようにあったように思います。

そこで、せっかく盛り上がった地元のパワーを単発的に終わらせるのではなく、今後においても継続をしていくことが必要であると考えます。そこに市もかわり地元へ推奨し支援をすること、これが重要なことであると思います。人が集まる場所には産業が生まれるという理念から、できれば2日間から3日間のイベントをしてやれば当然宿泊場所、食事、物販、お土産等が必要となり、地元がさらに潤い、また再度明浜町を訪れるという活性化が期待できると思います。とにかく多勢の人を集客し、なおかつ対応できるまちづくりが将来的に必要となり、明浜町全体が観光の町に生まれ変わるという将来像をつくるべきだと思います。こういった将来に向けてイベントの継続を望むものであります。

今回の成功をさらに飛躍させて地元がさらに潤うように、他町においても既にこういう取り組み

で成功した町もあると聞いております。そして、地元の結束力を高め、多勢への集客に対応できる体制、例えば明浜町の場合、空き家を利用した民宿化等も整えて西予市のリゾート地になるように進めていき、みんなで意見を出し合い、イベントの重要性をみんなで共有し取り組むことが非常に重要であり大事なことであると考えますが、まず市長の考えをお伺いしておきます。

今回のイベントは午前中あんなに激しい雨が降り、屋外でのコンサートが心配されていたと思いますが、午後は天気予報どおり雨も上がり予定どおり実行されて喜んでおります。

次に、2点目ではありますが、職員のやる気向上について質問いたします。

先般、新聞紙上にも、愛媛県が打ち出しました職員の発案等で起案し実践できた件については賞与を増額するということが発表されました。これは職員のやる気を起こさせる面と、また市町のためにもぜひ必要だと思い、私は大賛成であります。これまでのように、ただ与えられた仕事だけをこなすのではなく、創意工夫や市のためになることを積極的に考え、エリアを越えた発想、実践は非常に重要だと思います。こういったことが先ほどの明浜町においてのイベント等の実践等にもつながるのではないかと考えますが、市長の考えをお伺いしておきます。

3点目ではありますが、西予市表彰条例の制定について質問いたします。

市の公益等に尽力し、その寄与するところが特に著しい方や市民等の模範となる極めてすぐれた方と、教育のみならず学術、技芸、体育、その他文化の振興並びに産業の振興などの発展に寄与する方や社会福祉などあらゆる方面に著しく寄与された方、西予市の名声を高め郷土の誇りとして社会の希望と活力の高揚に貢献をし、広く市民へ希望と感動を与えた方々に、また団体の方に市長が表彰状を送り功績をたたえるという条例を制定するお考えはあるのかないのか。他の市町においては既に行っているのがあるようであります。三好市長としてお考えをお伺いしておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 岡山議員の、地域住民が独創的に行う活性化事業を推奨し支援する問題についてお答えをいたします。

市議も言われましたとおり、南こうせつピクニックコンサートにつきましては、あのシーサイドサンパーク、大自然の中で大盛況のうちに終了をいたしました。この事業は、西予市合併記念事業と塩風呂はま湯オープン５周年記念事業で実施をいたしました。

近年の農林水産業の低迷により活気が薄れ、相次ぐ台風の襲来、積雪など甚大な被害を受け生産意欲の減退が危惧される中、みずからの地域はみずからでつくるを基本に明浜町から立ち上がったイベントでございます。この成功の陰には、地元の方々が物心両面で多大なご負担をいただいたと聞いております。この場をおかりをいたしまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

県も南予地域観光振興事業を実施いたしておりますが、大きく２本柱の一つとして旅南予協議会事業、この事業は２００４えひめ町並博の後継事業であります。もう一つの柱は移住促進型観光振興事業であります。意欲ある市町村に対し支援をするという事業でございます。市といたしましても、市議のご質問にもございましたが、空き家を利用した民宿は別といたしまして、Ｉターン、Ｕターン、長期滞在型観光交流も視野に入れ、空き家など受け入れ体制づくりについてもこの事業にあわせて調査をしてまいりたいと考えております。

また、イベントの継続であります、イベントは人をつなぎ町をつなぎ地域を一つにする大きな力があります。今後も各地域から西予市あるいは地域をアピールできるようなイベントにつきましては、市としても検討をし、できる範囲内で支援をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 岡山議員の２点目の質問、職員のやる気向上についてお答えをさせていただきます。

市民に質の高いサービスを提供していくためには、いかに優秀な人材を確保し、幅広い視野や専門能力を有する人材を育成していくかについて、トータルな視点で考えていくことが重要だと考えております。

ご質問の内容につきましては非常に重要なことと認識いたしておりまして、質の高い行政を展開していくためには市民全体の奉仕者としての使命

感を持ち、政策立案能力等にもすぐれた職員育成につきまして、皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えています。これら政策立案等を含め、将来的には人事評価を実施し、勤務評定に基づき勤勉手当等職員の給与への反映を行うことといたしております。職員がその能力を十分に発揮し、いきいきと職務に専念できる環境を整備することが重要な役割と考えておりますが、職員一人一人の意識改革も必要であり、皆様のご意見を十分に賜りながら人材育成に取り組んでいく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、岡山議員の３点目、西予市表彰条例の制定について答弁をさせていただきます。

表彰は、功労等のあった人を褒めたたえその功績を広く知らしめるとともに、他の者の模範としてその活動に対して精神面から報いるというものであります。表彰制度は、地域社会の中で士気高揚を図るという極めて重要な意義を持つもので、国、県、地方公共団体、地域社会、学校、企業等をはじめ各種団体とあらゆる組織で実施されている制度であり、さまざまな表彰が行われております。

地方公共団体で行う表彰には自治功労、功労、善行、一般表彰等に分別され、その分類は政治、産業、教育、文化、社会、体育その他各般にわたり対象も広範囲になってくると思います。表彰は受賞者も、またその周囲の人たちも晴れがましい気分にしてくれるものであります。その人の受賞理由を知ることによって人をよい方向に善導します。また、受賞者のすぐれた点を理解するということが相互理解の精神が生まれてまいります。こうした点を考えると、表彰行為は人間社会をよりよい方向へ回転させるための潤滑油とも考えられ、チャレンジ精神や啓発意識、社会貢献など考えたとき、その寄与するところも大いなるものがあることは十分承知しております。

しかし、表彰を行うに当たっては、表彰基準や選定等のあり方、公平性の確保など多岐にわたり複雑な問題を含んでおりますので、学校や各種団体で行われている制度の実態を把握するなど、今後関係部局で協議、研究をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 16番岡山清秋君。

○16番岡山清秋君 緑と自然を生かした城川町の竜沢寺緑地公園、また大自然をバックにした野村町の四国カルスト、古い町並みを持っている宇和町、シーサイドを掲げている三瓶町と明浜町の2町。西予市は本当に実に素晴らしいとこだと私は思います。こういったところでそれぞれの地域に合わせたイベントを今後ともどんどんやっていただいて活性化をしなければいけないと思いますが、地域と市が一体となってだれもが潤う市づくりをしてほしいと思います。

2点目に質問いたしました職員のことでありますが、これは愛媛県の方では課長以上の発案を取り上げるとしておりまして。私は、西予市では今恐らく1,000人以上の職員が臨時も含めておるだろうと思いますが、全職員の発案を聞いてやり、中には思わぬアイデア等が期待できるのではないかと思います。

また、職員の教育や新人職員の教育等については、今この西予市内、恐らく宇和町の中にもそういったことの指導者という方がおられるだろうと思います。今やっておられるかもしれませんけれども、そういった方もどんどん利用していただいて、職員の向上に努めていただきたいと思います。

3点目の市長表彰については、今ほど市長、答弁されましたけれども、現に宇和島市ではそういった困難ないろいろなことを乗り越えて実際に条例制定をされております。職員の方もどうか研究をされて他市にあるものが何で西予市にないのか。

今市長が、1つの例を挙げてみますと、去年の11月、福岡県でねりんピックというのが——これスポーツですけども——ありました。当然、愛媛県からも選手が出場いたしました。あるシニアの女性の方が陸上競技の長距離の部で参加をされました。愛媛県代表で参加をし、結果見事優勝をされました。小さい競技ながら全国優勝であります。新聞紙上には小さく記録だけ報道されたけれども、私は全国優勝となれば当人にとってみれば素晴らしいことではなからうかと思えます。これまでの努力、そういったものが実られた結果ではなからうかと思えます。そういったことも市長サイドで何も表彰もしてやれない、これは

どうしたことかと私は思うわけであります。

つい先日でありますけれども、これも城川町のジュニアの、ご承知かどうかわかりませんが、愛媛新聞には出ておりません、読売新聞系でありましたけれども、城川ジュニアクラブが愛媛県大会で見事初優勝をいたしました。16チームありました中で県下の愛媛県のトップになりました。これらについても、今社会、少年たちがいろいろな虐待、虐殺、また家族内での数々の暴力、暴言等がある中で、彼らのこの活躍、これに至ってはここへたどり着くまでのいろいろな、監督、コーチそして周りの保護者の方、協力あって頑張っただけの結果になったんだろうと思います。これは市長として、ぜひそういったものには当然激励をしてやるべきであるし、また市長室に呼んでいただいて堂々と励ましてやっていただきたいと私は思います。今後ぜひとも、そういう形をつくり上げていただきたいと思いますして質問を終わります。

○議長 答弁は要りませんか。

暫時休憩いたします。10時50分より再開いたします。（休憩 午前10時35分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前10時50分）

17番酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 エールが飛んでおりますけれども、実を申し上げましたら本定例会より議会もクールビズを採用いたしております。去年のこの本定例会はネクタイでございましたけれども。ところで、私も風邪を引いておりまして、私だけがちょっと背広、議長の許可を得て着させていただきますが、途中せき込むこともありますけれどもお許し願いたいと思います。

先般、定数等特別委員会を中心とした議員が鳥取県の片山知事のところへいろんな話をお伺いに行かせていただきました。そのときに出た言葉で、民意とは、民意のとり方々々について片山知事の政治姿勢を感じ取りましたので、西予市長の三好市長の民意とはをお尋ねをいたしたいと思えます。

民意の反映とか、民意であるからとか、民意を問うとよく言われます。片山知事も言われてましたけれども、民意とは為政者の解釈によって都合のよい判断ができやすい言葉であるというようにおっしゃられました。合併して2年余り、市長は

いろんな方法で市民との対話を実行されています。先ほど、元親議員の質問にありましたけれども、市民がどのように考えているか、市民のニーズは何であるか、市民のウォンツとは何であるのか、ニーズっていうものは必要であるもの、ウォンツとは市民が欲しているものという解釈でよろしいかと思いますが、肌でそういうことも感じられているのではないかと、かように思います。

かごに乗る人、担ぐ人、そしてそのまたわらじを縫う人、いろいろこの世の中にはいろんな人が住み、いろんな考えの異なる人が成り立っております。民意の反映であるから、民意であるからといって、すべてを判断、実行するわけにはいかないと思います。

日本の縮図のような西予市でございます。文化、歴史、産業、それぞれが異なる5町が合併したわけでございますので、民意の解釈もそれぞれの理事者、また民意を反映する立場にある議員によっても異なることでありましょう。市の中心街に住まれる方、高齢者率50%を超える少子・高齢化の集落、この中でもウォンツとニーズは異なってくるのではないのでしょうか。

そこで、市長に民意の収集方法、解釈、民意の対応についてをお尋ねします。

とかく、為政者が民意に従い過ぎる。先般の先ほどの元親議員の市政の将来像につきましても、夢につきましても民意の反映であろうとは思いますが、民意に従い過ぎると、将来を見据えたまちづくりの抜本的改革もできない、憂慮しなければならないことも生じると。先見性を見た将来を見据えた独断的な判断も必要な部分があるのではないのでしょうか、市長、お尋ねいたします。

2番目の西予市内での過疎対策についてお尋ねをいたします。

先ほど岡山議員の質問で、明浜町非常にお褒めといたしますが、将来の明浜町のあり方の方向性をつくっていただいたようでございますけれども、職員が発案して、そして地域の人が賛同して、そして明浜の議員会が一体になって、そしてたまたま私は実行委員長でございましたけれども、その中の過程を大事にした、積み上げていく職員のやる気だとか住民が一つの心になるとかということの一つに大事にしたイベントだったように思います。

一つは、最後に言いましたのは、次に来てもら

える人たちの接し方を、頭を下げた言葉遣いだけは気をつけて、必ずまたリターンしてもらえるような、もう一度来ようぜというような気持ちにさせるイベントにしようやというのが私の、実行委員長としての願いだったんですけども、そのあたりを非常に方向性をつくっていただきましたので、私もこれ弱ったな、次何か手を打たんといかんというような、きょう先ほども……。岡山議員、ありがとうございました。

それでは、少子・高齢化の非常に高い集落がますます過疎が進んでおります。日本の国の中でも都市と田舎との、地方との格差が生まれてきておりまして、国の方もこれを何とか是正しなければならないというような方向性が出ております。

将来の一つを上げますと、10年先に愛媛県の65歳以上がふえますのは35万が50万、15万人ふえるだけ。東京都は今320万の65歳がありますけど、10年後には680万になるというような、この老人避難民が東京の方で出てくる。こういうものを過疎の地へ持ってくるとか、いろんな政策があるでしょうけれども、国の方でも中央政治の方でそういう是正だとかいろんな所得是正、そういうグローバルな中での田舎に何かできないか、地方に分散させることはできないかということで模索いたしております。

また、愛媛県におきましても、昨日コールセンターが誘致の話がありまして、新聞に大洲のコールセンターの誘致が発表されたのが一昨日あったと思いますが、西予市でもそういうコールセンターだとか、そういうものをして産業創出課の中で昨日聞きに行きましたら、非常に過疎の中へやれるという形で田舎の方へ企業進出ができるということでございますけれども、これは愛媛県が非常に進めておるということでございます。そこへ西予市も財源を不足の中でも誘致して過疎の対策にすることでございますけれども、愛媛県においても南予の活性化対策が毎日のように進められております。

これらで思いますのは、西予市の中でも中心地、そして少子・高齢化の非常に進んでいるところ、そして交通の便が悪いところ等々について日本の縮図のような、カルストから海のあるところまであるわけでございますので、その中で西予市の中で過疎の進むところへ目を向けて対策をする方法を何かございませんでしょうか。10年先に高

齢化率が50%を超える集落が結構ございます。そのあたりのところへ今から手を打つべきではないでしょうか。南こうせつのコンサートでございすけれども、目が輝き、そしてみんなが力が一緒になってお互いが考えみんなで行動する、市長がおっしゃられましたように、ともに働く、協働という言葉を理念にして何か考えていただきたい。市の条例でも何か特例を考えて、過疎の進んでおるところは網の目が同じでございすけども特例を考えていただくような、過疎に対して、進んでいるところに対して、何か元気が出る、力がわいてくる、そういうものをお考えがあるかどうかお聞きを申し上げます。

3番目でございますが、職員の相乗り通勤の奨励につきまして。

民間会社では結構、相乗り通勤なり、そしてバス、列車、そういうものを利用できるんでございますけども、西予市におきましては非常にハード面でバス、そして列車、列車につきましては宇和町だけしか通っておりませんので、そういう通勤手段というものがほとんど自転車か自家用車、そして徒歩に頼られております。そこで考えますのに、現在ガソリンが高騰いたしております、非常に通勤で毎日乗っておりますも燃費がかかっております。環境立県、環境の問題が先ほどもおっしゃられましたけれども、環境に優しい形でCO₂の排出を少しでも抑えるために相乗り通勤はいかがでしょうか。

そして、駐車場が、宇和町の駐車場は無料で結構広いわけでございますけども、結構いっぱいになっております。無料だということもあるんでしょうけども、駐車場の有効利用、それからまた職員同士乗り合いしながらでも情報交換、コミュニケーションをとれるんじゃないかと、かように思いますが、そして健康のために少し長くても徒歩通勤の奨励なんかもいかがでしょうか。

非常に官から民へという姿勢を打ち出してる三好市政でございますが、民につきましては労働基準法でございます。そして、官につきましては通勤規則だとか運用面でいろんな難しい問題がありましようけれども、運用につきましての応分な解釈を、準用を緩和していただいて、そしてお互いが話し合いながら職員が通勤できるようなシステムというものをおつくりになられて、環境問題、健康問題、一挙両得だと思いますがいかがでござ

いましょうか、お尋ねをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 酒井議員の一般質問に答える前に、まず合併記念としてやらせていただきました南こうせつピクニックコンサート、おかげをもちまして成功裏に終わりました。先ほど岡山議員の質問にもありましたし、非常に私どもも喜んでおります。その中では実行委員長をされた酒井議員及び各実行委員の皆さんに心から、この場をかりまして厚くお礼と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、酒井議員の民意についての質問にお答えいたしますけども、これは非常に抽象的なご質問でございまして、回答も難儀をする回答でございすがさせていただきます。

民意という言葉は、最近特に市町村合併議論の中で、民意の反映とか民意を尊重するとか、頻繁に耳にするようになりました。合併先の選択は、行政主導でなく民意を問う住民投票を行うべきだというような意見も多くあることは承知のとおりであります。また、今話題となっております沖縄、普天間にある米軍のヘリポート基地の移転問題の中で、民意は基地に依存して生きる以外に道がないと思う現実主義者と、住民投票による民意を受け入れ反対する論者が一部に対立しておりますが、これらの一連の動きを見ても、民意は時によって集約的方法も解釈も対応も結論、決断のプロセスとその内容も違ってくるのがわかりたいと思います。

万が一、これが民意と思ってもその趣旨に賛同願えない方にとっては、それは民意でないと判断される場合もないとは言えません。しかし、そこに確固として存在する民意が反映された結果は、重視するのは民主主義というものであると思います。民主主義というのは簡単に言えば、民意の集約の一手法にすぎないかもしれませんが、いろいろなルールにのっとって結論づけることは民主主義の理念であると思っております。

これまで、市政懇談会や市長とのふれあいトーク、各種団体の会合等において市民の皆さんから数多くの意見、提言をいただきましたので、今後住民の意思を最大限に尊重し、合意形成を基本理念においてまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

しかるに、住民の要望は昨今のような先行き不

透明な時代であればあるほど切実なものであります。求められているものすべてを行政の中で実行していくことは、ある意味では不可能であります。今何が必要か、どの施策に重点を置くべきか、目的の明確化や資源配置、事業選択を見きわめて実行していきたいと思っております。いわゆる私がかねてから主張しておりますニーズとウォンツの見きわめが大切であります。これらを判断する段階では、時には住民の意思と逆の決断をしなければならないことも出てくると思いますが、その過程においてはしっかりとした説明責任、アカウンタビリティを果たしていく所存でありますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 酒井議員の２点目、３点目のご質問にお答えいたします。

まず、西予市の過疎対策についてであります。過疎、高齢化が進む山間部は人口増はもちろん地域経済の活性化も遅々と進まない状況で、今後どのようにすれば持続的な生活が維持できるか大変難しい問題であります。産業のないところに人は住まず、人が住まないところには産業は育たずといえます。こうした悪循環が過疎地の共通した悩みであります。人口の減少によりまして地域活力がなくなると、再生への道はさらに険しさを増し、特に文化や福祉の面で弱体化が進んでいきますので、何とかして食い止めなければならないと思っております。

市内には国の文化財に指定され、これまで祭りの主役であったはずの踊りが後継者不足から奉納できなくなり、祭りそのものが盛り上がりや欠く地区の現実を見ますとき、これまで強いきずなどで結ばれてきた地域住民の連帯、融和の精神、コミュニティまでが失われる思いで、強い危機感を持っております。

以前、西予市におきまして実施しました総合計画や定住促進事業に関するアンケートにおきまして要望の多かったものは、医療体制、就労の場の確保、子育て支援、住環境整備、若者の定住促進等が上位を占めております。集落単位にこうした施策を講ずることには限界がありますが、まちづくりは人づくりと言われますように、若者が定着すれば解決する諸問題もたくさんありますので、

企業誘致等によって雇用の場創出など、定住の根源となる基盤づくりを総体的に行っていきたいと思っております。

このたび、過疎地域の生活を支援するため福祉バスの運行を計画しておりますが、このバスが皆さんに親しまれ、地域に密着していくようご協力をお願いしたいところでございます。いろいろな振興施策は小さなヒントから生まれることが多くあります。地域が再び活力を取り戻すためには、その地域に何が必要で、一人一人に何ができるか、地域住民の皆さんにもぜひ英知を結集していただきたいと思えますし、市といたしましてもこれら地域づくり活動に対しまして支援していきたいと思っております。

続きまして、職員の相乗り通勤の奨励についてであります。ご質問の中にありました地球温暖化問題は人類の生存にかかわる最も重要な環境問題であり、その防止対策として二酸化炭素の排出量を減らす取り組みがなされているところであり、当市におきましてもクールビズ運動を奨励しているところでございます。自家用車通勤により渋滞、騒音、大気汚染等さまざまな問題を起こしており、総合的な対策が必要となっておりますが、職員が相乗り通勤を行うことにより自動車の排ガス削減が図られ、また職員駐車場の有効利用が図られるとともに徒歩通勤により健康増進につながり、環境に優しい、人に優しいまちづくりを目指す上で大変よいご意見であると考えます。相乗り通勤を行う場合、条例上や相乗りする職員との連絡調整、天候等の外部的要因等問題点もありますが、職員の理解を得ながら検討の上、可能な範囲で取り組みたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 １７番酒井宇之吉君。

○１７番酒井宇之吉君 民意の反映でございますけれども、民意のとり方というのは、市長と同じ立場で我々３１名の議員もあるわけでございます。それで、市長は西予市全体ということになりますけれども、まだまだ中選挙区をとっている現在の議員各位では、我々城川の民意と、我々のこの民意と、それから城川の他のところのニーズとウォンツと、欲するものとそして必要なものが逆の場合もあります。そのあたりをしっかりと見届けて淘汰的に指導のほどをよろしく願い

申し上げときます。

なお、2番目と3番目でございますが、市の条例でも特例を考えていただけないかということでございますけれども、いろんな条例が今回合併によって生まれております。その条例につきましても、大体ただし書きで市長の判断が最終的に1項目入っておるようでございますけれども、市の特例的な形で特別なことについては過疎だとか辺地だとか、そういうことのところにつきましては判断のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、官から民への意識改革を進める上でも、役人が役人のような考え方じゃなしに、やはり順応性のある運用をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長 答弁は要りませんか。

三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員の再質問についてお答えいたします。

最初の民意の反映についてはご質問やなしに酒井議員のお考えを言われたと、このように思っておりますので、次の市の条例の弾力的な作成と運用についてだと思えますけれども、実際問題として弾力運用というのは、なかなか難しいところがあると思います。だから、私も弾力的運用をするときに規則委任事項をつくるわけでありまして、規則でどのように委任できるかっていうのは条例の中にあると思います。そういうことをしないと弾力運用をしておりますと、市長というのは市長の権限で変なことをしてしまいます、私はするつもりはありませんが。そういう意味では、私も行政というのは法律や条例にのっとってやっておるわけでありまして、弾力運用やなしに規則委任等々でやっていくようにさせていただいたと、このような考えであります。

以上でございます。

○議長 次に、9番亀井秀男君。

○9番亀井秀男君 大勢の皆さんの議会傍聴ありがとうございます。いい意味で私も緊張しております。よろしくお願いいたします。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり、私は第1次産業の関係でありますので、第1次産業、農業、その他について3点ばかり質問をしたと思いますので、よろしくお願いいたします。

第1点目に、先ほどから出ておりますように、

団塊の世代の受け入れ体制についてということで、ひとつお聞きしたと思います。

団塊の世代の定義は、第1次ベビーブームの昭和21年から昭和24年生まれの方を指しております。全国で688万から700万と言われるように、西予市在住者も2,592人、男性1,300人、女性1,272人ということで、西予市を離れている方も相当数おられます。今後3年以内に定年退職される方々であります。西予市に帰郷される方、第二の人生を田舎でゆっくり送りたい方、そして農業を希望されて来られる方もおられます。住む家がある人ばかりではありません。住宅の確保、そして仕事の仲介に努め、この方々を積極的に受け入れる体制が必要ではないでしょうか。西予市の人口減少を食い止め地域活性化の一翼を担っていただきたい、農業者の減少で今ある農地をともに守る大きな力となっていきたい。農業以外にも専門分野におられた方々を迎えることもでき、専門の技能や知識を生かして市長がつくられました産業創出課の考えのように、新しい産業創出も可能ではないかと思えます。

全国的にも、団塊の世代を受け入れるため農業講座、そしてまた講習会を開いており、またホームページで積極的に受け入れる体制を情報発信している自治体もあります。国も2005年度版農業白書で、担い手確保の一環として団塊の世代に期待しております。愛媛県におきましても、この南予地区活性化対策を考えられておりますので、ぜひ県、市ともどもこの考え方を検討させていただき、団塊の世代の方々を受け入れていただきたいと思えます。お考えを伺いたいと思えます。

第2点目といたしまして、新規就農者への支援についてであります。

西予市は第1次産業中心の町であります。農林漁業者の老齢化に伴い、今後後継者担い手不足となり、農林漁業は大変な時代を迎えることとなります。早急な対応策が必要と思われます。

私の地区には数年前より都会から若者がやってきて、1年間の研修の後、農地を借りた方、農家で勉強をされて近年独立して後継者住宅に入居した方もいます。一方で、台風被害により収入減、また結婚できないというジレンマで帰っていかれた方もおります。研修生は来るが、引き続き農業をこの地で続けるには、基盤の弱い新規就農者の方には厳しいものがあります。県、国、市の支

援、助成制度が急務ではないでしょうか。

西予市は県内２番目の面積を有しており、そのほとんどが山林、田畑であります。これを維持していくことは容易なことではございません。真剣に取り組まなければならない問題と思います。財政厳しい折でございますが、お考えをいただきたい、またお考えを伺いたいと思います。

３点目に、農地小作契約についてでございます。

旧町時代は農業委員もたくさんおりまして、９０％以上の小作契約がされていましたが、現在では一部で小作契約がされず、やみで小作が広がり、一度契約をやめると申請が煩わしくなるのでしょうか。農地は所有者がいて、所有者が耕作できなくなった場合、小作契約が発生するのです。このままでは近い将来、小作者はだれの農地をつくっているのかわからなくなります。所有者が安心して任せられるように農地の小作契約は確実に実行されたい。今後不在者地主が多くなる中、きちんとした書面での契約が交わされていないとお互いに不利益な問題が発生することになるのではないのでしょうか。農業委員会と地域農業組織が協力すれば、早期に解決できる問題だと思われます。今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

以上３点、よろしく願いいたします。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 亀井議員の第１点目の団塊世代の受け入れ体制についての質問についてお答えをいたします。

農業の中核を担ってきた昭和１けたのリタイアが進む中で、高齢化と後継者不足により耕作放棄地の増加が懸念をされております。地域を担う確保が課題ではありますが、議員のお示しのように団塊の世代が間もなく定年を迎えるに当たります。定年帰農者を農業で自立を目指す担い手といたしまして、また地域農業の支援者として幅広く受け入れることが重要であると考えております。

愛媛県では、南予地域の活性化を図るということを県政の最重要課題の一つとして位置づけております。その中の農業の新たな担い手確保対策といたしまして、愛媛団塊の世代等就農支援事業などが新設をされております。異業種との交流で新しい産業創出を期待をいたしておるところでございます。また、岡山議員からのご質問で一部答弁をいたしましたが、移住促進型事業、長期、短期

を視野に入れました空き家などへの受け入れ体制づくりの調査も今後考えているところでございます。そのため、より多くの定年帰農者の方々に本市を理解していただくために、就農相談をはじめＰＲ活動などを通じまして充実し、農業技術の研修から就農まできめ細やかな支援体制を進めるなど関係団体、関係機関と連携をし、地域に密着した支援活動を行っていく考えでございます。

次に、第２点目の新規就農者への支援についての質問にお答えをいたします。

地域農業を発展させていくためには、多くの新しい人材が農業に参入することが農業の活性化につながり、重要なことであると考えております。

新規就農者はここ数年伸び悩んでおります。新規就農者の育成を重点課題と位置づけ、市農業支援センターの中の農業後継者育成対策推進班が中心となって就農条件の整備や個々の青年農業者の経営発展段階に応じた指導や、就農がスムーズにできますようハウス施設などの設置に支援をしておるところでございます。

今後におきましても、地域に根差した担い手として自立できるよう、引き続き新規就農支援事業などを活用しながら積極的に支援をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、第３点目の質問であります農地小作契約についてお答えをいたします。

農地の貸し借りは農地法第３条及び農業経営基盤強化促進法、これは利用権設定でございますが、これにより行われておりますが、農地法の貸し借りとなると小作権が発生をいたします。いざ返してもらおうとすると、小作人から離作料を要求されるといった心配するおそれがあります。現在では、多くの農家が農地の貸し借りをスムーズに行い、期限が切れたら離作料なしで返ってくる、この利用権設定の制度で行われております。平成１７年度においては４１９件、１７４ヘクタールの利用権設定が行われ、西予市全体の農地の４０％弱がこの制度により実施をされております。

今後も引き続き農業委員による啓発活動、農業委員会だよりの市民への周知、また地域の営農組織を設立し、農地の利用集積促進に努め、優良農地を守り、有効利用を図りながら地域農業の振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 9 番亀井秀男君。

○9 番亀井秀男君 ただいまの答弁ありがとうございます。

農業の「業」は先ほど宇之吉さんが言われたように鳥取の知事さんが言われまして、これも企業であるということで、個人経営の中でございますが、これ大変厳しい個人経営でございますので、ひとつ今後とも農業、そして林業、漁業に格段のお力をいただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、21 番梅川光俊君。

○21 番梅川光俊君 一番最後になりましたけれども、私は山の中から出てきておりますので、一番単純で一番泥臭い現場の中から3点ばかり質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目でございますけれども、高齢者及び地域の交通について。

この件につきましては報道の中で、高知県の山の中というか過疎地の中でいろんな報道はされておりますけれども、この件についてはその地域、地域のコミュニケーションの代価として一つのそういう部分が出てきたんだろうと。しかしながら、運送法からしますと、それが違反になったという形の中で報道されてるんだろうと思っておりますが、必要不可欠な分野もあったんじゃないかなという考え方もします。

西予市の中では、今まで福祉バスとかいろんな地域の交通網に関しまして、試行されておる路線もあり、また今回この定例会において条例及び予算が計上をされております。再度、この方向づけに対しての詳細なご説明を願いたいかなと思っております。

現在の中で地域、本当に過疎地にある業者、民間の企業といいますか運送、それからタクシー会社は、この行政の方向づけに対して一喜一憂してるんだろう、そのように思っております。特に、過疎地域にあるタクシー業者そのものに関しましては、本当に自分の会社の存続にかかる、そういう部分のどこまで来ておるんじゃないかな、本当に経営に苦慮されてる、これが現実だろうと思っております。

その中で、行政がこれから交通について取り組んでおられます件についてもでありますけれども、民間業者の経営を圧迫する懸念があるのでは

ないかという心配もいたしております。それで、条例にもこれ今回で提案をされておりますので、まだ審議中でございますので、1つの方案がありますし、補正予算についてもまだ審議中でございますけれども、この件について総体的なものの中で民間に放出、委託、そういう部分の物の考え方があるのかなのかということをお伺いしたい。

その中で、基本的に言いますと、民間で委託する場合において大体30%以上の経費削減、そしてそれと同時に予算の有効活用ができるんじゃないか、そのように思っております。その方向づけに対してご答弁をお願いをしたいと思っております。

それから、2点目でございますけれども、建設及び建築業の方向について。

これちょうど地域の建築業はもともと民間の建築を対象にしながら自分の経営をつくり上げてというのが現状ではないか。その中でも建築業が携わるという分に関しては、市営住宅、もとは町営住宅でございますけれども、その辺に対しての小規模のそういう動き方をされてる。大きな業者に関しましては、いろんな形がありますが、取り組まれておりますが、大ゼネ、中ゼネ、小ゼネ、そういう分が本当に進出をされて、なかなかやっていけませんけれども、基本的に大きな打撃はないんじゃないかなと思っております。

建設業におきましては、地域の中で言いますと、公共工事が重点の運営であったと思っております。民間の民民の中での、そういう厳しい中での動き方が第二義的な問題であって、公共工事に基本的に携わっておりますので、以前の予算から考えますと、現状の中ではやっぱり約40%の確保はされてるというのが現状ではないか。それも18年度におきまして、繰越明許費がかなりの金額が計上されておりますけれども、基本的には、この2年間、3年間というものに関しては災害工事が主であったように思っております。その中で、基本的にこの業者が経営を見通したときに、本当にこの件につきましては三位一体の改革もありますし、いろんな自治体の予算措置というものもあることを頭の中に入れながらやっておりますので、よろしくお願いいたしますと思うんですが、本当に見通しができなくて、従業員を多くを抱えたところにつきましてはそれをどうもっていくのか、それは解雇ということもないのではない

んだと思っておりますけれども、やはり新しい分野の中に、どう複合経営の中に入っていくかということの中に今模索をされている部分が多いと思っております。

県の方では、新しい事業、分野に進出をするときにおいて研修、それからそれに対する助成、そういうものが生まれてきております。やはり、今合併をして3年目に入って、やっとその辺の予算措置とかいろんなそういう分の中で今本気で取り組まなきゃならないという現状がここに出てきたんであると思っています。その中で、市がいろんな形の中で委託をしております事業、指定管理者も含めながら市の施設管理委託、そういうものに関してもこの業者が、業界が一つの進出をしたいというお考えがあるようでございますけれども、この件について私の論理からいいますと、競争の原理を生かしながら、そのことをどのように考えられておるのかということに関してお伺いをしたいと思っております。

それから、3番目でございますけれども、農業の振興について質問をさせていただきたいと思っております。

西予市の中では、いろんな企業誘致、いろんな企業もございますし、いろんな分野もあるんですがございますけれども、やはりほとんどが1次産業の中で生活をしてるというのが現状であろう。それで、まして市の予算の中の自主財源比率というのが0.23とか0.26とか、もともとは町に至っては一割自治とか、そういう形の中で動いておりますし、基本的な財務状況は変わってないんだろうと思っています。その中でも米作につきましては新しい新食管法がありますし、中山間地の直接支払方式もありますし、宇和におきましては新しい大規模な中で米作をやるっていう方向づけが出て、それでコスト削減、そういう分が出てきております。

そういう部分でいろんなものに縛りがありますので、それはそこで置いておきまして、あと私は地域の中で生きてる中で標高差も使いながらいろんな形を考えるならば、やはり施設園芸それから露地園芸を含めて具体的な振興が図られれば、また一つの地域、海から山の上までありますけれども、この標高差を利用しながら時期、時期にそれをどうするかという具体的なものをつくり上げながら持っていくとおもしろくなるんじゃないか。

もともと1次産業にしか携わってない私でございますので、そういう方向で考えておるんですが、一つの例を挙げますと、国、県のメディアも含めてではありますけれども、やはり実際自分が検証しながら歩くという部分もありますけれども、ハウス栽培で具体的な例を挙げますと、約20アールそれから25アールで約4,000本ぐらいですか、トマトの具体的な話します。その中で、粗収入がうまいとこでいきますと1,000万円近く出てきます。普通で、私らみたいな者で間、間でやりますと600万円、800万円ぐらいです。それから、それを差し引いていきますと、やはり生活消費に使える分野っていうのが大体350万円から400万円、その辺の中で2月から11月までっていうその形の中で動いている中でそういう収入があると思います。

一番最初に元親議員が質問された働き場所の確保という部分もそれは大事ですが、元親議員が言われました起業的な物の考え方、これが農業の分野、1次産業の分野でもこのことは大切じゃないか。これだけの消費生活をするからこれだけの収入が要るんだという物の考え方を逆転させて、本当にこれだけの生活をするためにはこれだけ要するという今までの考え方ではなくして、これだけの収入でこれだけの生活を安心安全の中でつくっていくという考え方の中であるならば、本当にこの田舎の中で、亀井議員も質問された分と同じですけども、そういう支援措置があるならば、やはりいろんな分野、いろんなことが重なる、少子・高齢化もありますし、いろんな定住もありますし、その分も含めながら一つ一つ具体的なその施策、政策、実行の中で初めてそれがなし得るであろう、そのように思っております。やっぱ、そういう形を含めながら、これからの取り組みが必要ではないかなと思ってます。

もう一つ、余分なことを言いますが、ちょうど今回の知事陳情という分野の中で、林業の振興といますか林業政策という分を市で取り組んでいただけないかということが出てきております。このことは本当にありがたいかなと思っています。山からずっと下へ下がって最終的なその地域の1次産業の構図をどのようにするのか、どのようにしてそこでこの地域をつくり上げるのかということの一つの中で、地域の中で地域民と行政と議会と議員と、その分を含めながら3者がそれぞれの自

分の力の分野を出しながらつくり上げていって全体像をつくっていくという、そういう形の中で夢を見るものでございますけれども、そういう形で市としてはこれからどういう、さっきも少し産業部長の方から答弁がありましたけども、そういう方を具体的にどのように取り組むのかということとを再度ご答弁を願いたい、そのように思っております。

細かいこと書いたんですけども、以上で私の質問を終わります。そういうことでよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 高齢者及び地域の交通についての梅川議員からの第1点目のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

公共交通機関のない地域住民の皆さんの交通の手段を確保し福祉の向上に寄与することを目的に、今議会において西予市生活福祉バス条例の制定につきまして上程いたしているところでございます。

まず、第1点目の今までの経過及び方向についてご説明を申し上げたいと思います。

経過につきましては、昨年の9月に野村地区から公共交通機関のない地域に福祉バス運行実施計画の要望がございまして、ことしの1月4日から福祉バスのモデル運行を8路線において実施しており、現在に至っているところでございます。モデル運行は10人乗り1台のバスで実施しております、利用人数につきましては1月に201名、2月に237名、3月206名、4月196名、5月には206名でございます。これらの1回当たりの平均乗車率でございますが、52%でございます、惣川地区を除きますと約60%となるとところでございます。路線によりましては満車のため積み残しも生じておる状況でございます。

また、事務的な進捗状況につきましては、陸運支局との事前協議を現在済ませておりまして、ただいまは提出書類のチェックを愛媛陸運支局でいただいているところでございます。

今後の予定につきましては、四国陸運局愛媛陸運支局の認可事務をはじめ警察署、県土木事務所、宇和島自動車等、関係機関との詳細な打ち合わせとバス購入直後納車までには約2カ月程度かかる見込みでございますので、遅くとも秋口には

野村、城川の同時運行を開始する予定で準備を進めているところでございます。

なお、現在モデル運行しております惣川地区の2つの路線につきましては、平均乗車率が20.1%と利用率が少ないために、日時の制約もなく利用勝手のよい代替タクシー制度を利用させていただくことになりますので、予定しております路線につきましては野村地区が7路線、城川地区が5つの路線となります。

2点目の行政主導でなく民間業者に委託することで経費の有効利用が図られるのではないかとこの件についてでございますけれども、この件につきましては民間委託と市直轄での運行について、それぞれ見積もりを取り、今後10年間のランニングコストの計算をした結果、城川町におきましての5路線では市直轄より一括民間委託の方が約467万円、野村地区におきましては約50万円のコスト増となっております。バス購入と民間委託の見積もりにつきましては、競争見積もりでやったものではございませんので、その点お含みいただきたいと思います。

厳しい財政状況の中で、少しでも経費の削減を目指しておりまして、ご指摘の民間業者を圧迫しないように、既に実施をしております生活交通路線巡回バス、そして代替バス等々の関係を密にいたしまして、二重投資にならないように、今後は一本化に向けて調査研究を実施していく予定でございますが、直営、委託、いずれにいたしましてもメリット、デメリットがございますので、事情をよく精査し、必要な手続を経て適正な事業の実施に取り組みたいと考えているところでございます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 鶴岡建設部長。

○鶴岡建設部長 梅川議員の2番目の質問事項であります建設建築業の方向についてお答えいたします。

西予市の建設産業は、地域経済と雇用を支える基幹産業として、またおこなっている社会基盤の整備や災害復旧時などの安心安全な地域づくりの担い手として地域の発展や国土の保全に重要な役割を果たしているところであります。

現在の県内の土木業界を取り巻く環境につきましては、予算面から見ますと、平成元年を1.0といたしますと、最大であった平成7年には1.

79、本年度は0.73という状況にあります。確かに、最大であった予算と比べますと本年度の予算は40%ということになりますが、これはバブル崩壊後のデフレ不況の中、金融危機が発生し、そのときとられた内需拡大策の恩恵を地方が最大限に受けたときの数字と比較した場合と理解した方がいいのかなと思っています。しかしながら、土木費予算が平成7年をピークとして年々減少していく状況の中、西予市建設業協会に所属する各業者は平成11年度まで常時雇用をしていた約2,000人の建設就業者を約1,000人にまで削減し、現在もこの雇用状況に変化はありません。各企業は、大幅に予算削減される前に経営健全化対策を行っている状況にあります。

いずれにいたしましても、国の財政健全化に向けた取り組みや県が17年10月に発表した中期財政見通しからは、近い将来、公共投資が大きく回復することは期待できず、公共工事の依存度が高いこの地方にとりましては、厳しい状況が続く見込みであることに変わりはありません。

このことから、本業の経営基盤強化、企業間の合併や連携、ご指摘の指定管理者等の新分野進出など、建設業者の自助努力に対する支援を県が取り組んでおりまして、その成果を見きわめていくとともに市としましては入札契約に関する透明性や公正な競争価格の確保及び建設業者が生き残ることのできる市場環境の整備を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 梅川議員の第3番目の第1点目の農業振興についての質問についてお答えをいたします。

国は、平成17年3月に新しい食料・農業・農村基本計画を作成をいたしております。食糧自給率の向上をはじめ食の安全と消費者の信頼確保や担い手の明確化など、新たな政策の方向を示しております。農業振興につきましては、国、県の振興計画と見合う形で施策を方向づけしていかなければならないと思います。国、県、市、農家、関係団体と連携をしながら、研究、工夫、努力によって農業の振興を進めていきたいと考えておるところでございます。

市といたしましては、これに対応する産地振興方針を策定し、主要な品目である水稻、温州ミカ

ンなどの果樹、イチゴやトマトなどの野菜、酪農などの特産について品目別に振興することといたしております。特に、野菜につきましては、県野菜振興計画に基づいた施設栽培の普及や生産技術の向上による高品質、安定生産を推進するため、低コスト耐候性ハウスなどの導入促進やイチゴの高設栽培、トマト、キュウリなどの養液土耕栽培の普及に努めております。産地ごとに実情を踏まえた競争力の強い個性的な野菜産地の育成を図っているところでございます。

また、付加価値の創造も重要であり、地場産品を活用した特産加工品の開発により高付加価値を高め、新鮮な食材の地産地消の推進に努めたいと考えておるところでございます。

第2点目の地域農業の担い手としてみずからが立ち上げる起業の振興をしてはどうかという質問にお答えをいたします。

農業の担い手不足が深刻化する中でありますが、担い手の確保、育成が重要な課題と位置づけております。経営感覚にすぐれたものがビジネスチャンスとしてとらえ、異業種からの参入も含め起業としての感覚で誇りを持って就農していただきたいと考えております。その一つとして、企業感覚を身につけるということで、県関係機関と連携して家族経営協定を推進しているところでございます。また、あらゆる面で、担い手対策とあわせて地域の活性化対策として、今後の企業の振興方策も県等の指導もしてもらいながらとらえていきたいと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。午後1時10分より開会いたします。（休憩 午前11時55分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時10分）

（日程2）

○議長 次に、日程第2、議案第122号「西予市国民保護協議会条例制定について」から議案第125号「西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

まず、議案第122号「西予市国民保護協議会条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第123号「西予市生活福祉バス条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第124号「西予市霊柩自動車条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第125号「西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番元親孝志君。

○5 番元親孝志君 この条例制定は、ちょっとこの条例の内容等だけでは詳細について理解しかなる点があるんですが、基本的に僕はこれは介護認定の要領と同じじゃないかなと解釈した上で質問をさせていただきますが、まず委員の定数は10人とするということになっておりますが、介護認定の場合はたしか15人ぐらいいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、この10人にされた根拠は何かということが1点と、既に障害者は階級で認定されておりますが、これを今回のこれによって見直しをされるのかどうかということと、それから委員の定数10名は恐らく医師とか看護師とかの有資格者で構成するのではないかと思います。そういう条項はここに入れる必要がないかどうかということと、それから第1条以外はすべて規則で定めると書かれておりますが、我々議会の方にはこの規則の内容がわかりませんので、その規則に何が明記されておるかということがわからないので、この条例制定を認めるというのは非常に現実難しいんじゃないかなというふうな気がするんですが、その辺はどういう説明になるんでしょうかお伺いいたします。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 ただいまの元親議員のご質問にお答えしたいと思います。

この西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定でございますが、先ほどお話がありました介護認定審査会、あれとほぼ似たような形態でございます。

それと、10名にすると、委員の10名についてでございますけれども、これにつきましても、これは法の自立支援法第16条第2項という項目がございまして、障害者の保健または福祉に関する学識経験を有する者の中から市町村長が任命すると、ここで10名ということに決まっております。具体的には、障害者の実情に詳しく、また中立、公正な人をとということになるかと思えます。

それと、先ほどございました、どのような方ということでございますけれども、その学識経験を有する者の中の10名でございますけれども、医師が2名、それとPT、理学療法士でございますが、ここが2名、それと精神保健福祉士、これが2名、それと施設の関係者、これが2名、それと市の保健師2名、以上10名で構成をするようになってございます。

規則につきましては、また具体的には後出てくるわけでございますけれども、先ほどの16条の第1項あるいは第2項を受けた内容等になっております。具体的には、ちょっと手元の資料がございませんが、以上でよろしいでしょうか。

○議長 5 番元親孝志君。

○5 番元親孝志君 今の関連ですが、従来の等級がついてますよね、1級身体障害者とか。これは、従来はどういう方がどう判定されて決められてきたんですか。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 以前の障害者等につきましても、これは医師の診断に基づく審査基準、それに基づいた障害者の程度、これに基づく等級でございます。

今回、自立支援法という法そのものは3障害を合わせた、以前の身体あるいは知的、さらに精神、これを総合した、いわゆるまとめたものが障害者自立支援法というまとめたものになったと、こういうことでございます。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、議案第126号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」から議案第130号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題いたします。

議案第126号から議案第130号までの5件

に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程４）

○議長 次に、日程第４、議案第１３１号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案第１３１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程５）

○議長 次に、日程第５、議案第１３２号「平成１８年度西予市一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

議案第１３２号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

１９番山本英男君。

○１９番山本英男君 １件お伺いをします。

所管の委員会等で質問するのが妥当かとは思いますが、あえて本会議で質問させていただきます。

予算書の方４８ページ、土木費のうち道路橋梁費、それに関連しまして上がっておろうかと思いますが、１つは市道垣生３４号線の橋梁工事、これが補正に入っております。この件は三瓶町で計画されております（仮称）かめの杜の特別養護老人ホームの建設にかかわりがあるのかどうか、これが１点。

あわせて、予定されております養護老人ホームの現在、県段階であろうかと思いますが、認可の進捗状況を伺えたら、現時点での状況を伺えたらお聞きしたいと思います。

以上２点、よろしくお願いいたします。

○議長 鶴岡建設部長。

○鶴岡建設部長 山本議員のご質問にお答えいたします。

垣生３４号線の道路改良につきましては垣生区の方から陳情が出ている市道改良でありまして、路線の途中に災害等緊急時の避難場所として指定をされている広場がありまして、そこまでの避難路として、また県道穴井三瓶線ですが、それへの接続道、生活道路として要望が出ておりましたが、用地買収及び物件補償等の内諾を得ましたので、今回補正予算として計上をさせていただいております。

議員ご指摘のありました特別養護老人ホームとの関連ですけど、先ほどの陳情の中に、国道から住宅の中を通行して特老へ行くルートにつきましては、緊急車両等による夜間等の騒音被害等が考えられるので対応をしてほしいというような内容が陳情の中に要望されておりましたので、この３４号線が供用開始後についてはこのルートを利用するように特老の方には指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 山本議員の第２点目の現在における三瓶に整備予定であります特別養護老人ホームの進捗状況について、現時点での状況をお知らせいたしたいと思います。

社会福祉法人幸生会、これは仮称でございますが、県の平成１８年度の老人福祉施設整備事業において申請をいたしておりまして、ちょうど本日でございますけれども、その最終の申請、これを幸生会の方から県の方へ提出をすることとなっておりますという状況でございます。

既に、県のほうにおかれましては平成１８年度の当初予算におきまして計上をいただいておりますし、今月末にはその内示がおりてくるものと、このような予定でございます。それと同時に、建設予定地の農用地の除外あるいは法人登録等、必要な申請の書類等々につきましても許可と同時にすぐに提出ができますように整備を進めている、このような状況で、来年３月の竣工に向けまして現在計画が進んでいる、このような状況でございます。

以上、現時点におけます状況を報告いたしまして答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

２２番鍵原芳和君。

○２２番鍵原芳和君 きのう説明を受けたんですけども、ちょっと聞き漏らしたと思いますが、４２ページ、歳出、林道事業の６００万円の工事請負費、これの内容、多分事業が２つあって説明があったと思うんですが、いま一度説明をいただきたいと思います。

それから、４３ページに水産業振興費の稚魚放流事業助成金というのがあります。これ、たしか当初に１００万円計上があったと思いますが、同じ事業量の増加なのかどうか、内容をお尋ねをいたします。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 42ページの工事請負費600万円でございますが、これ市単独分でございます。きのう財政課長が説明をいたしましたけれども、林道内場樽線ののり面の補強工事でございます。工事といたしましては、延長約95メートルということで、のり面工事の補強をするところでございます。

これは昨年工事が完了をいたしましたところでありますけれども、5月、4月ごろの大雨によりまして湧水ができて崩壊のおそれがあるということで、のり面の補強工事を計上させていただいておるところでございます。

43ページの19節の負担金補助の50万円でございますが、稚魚放流事業の助成金ということではございますが、これは明浜漁協と三瓶漁協の方へ稚魚の放流事業の助成ということで、全体といたしまして150万円、50万円を追加いたしまして150万円の事業費となるものでございます。マダイと、そしてヒラメの稚魚の放流ということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 ページ数で言いますと29ページ、3款の民生費とそれから4款の衛生費なんですけども、今回福祉バスそれから温泉バスということで行政の方が対応していただけるということ大変ありがたいわけでございますが、その運営方法について質問をしたいんですけども、今回バスの購入費双方合わせまして約1,400万円余りの計上がなされておるわけですが、これは既存の民間のいろいろな運送会社等があるわけですが、市がこういったものを購入して常用の運転手を構えてやることと民間に委託することとの比較見積もり等は検討の上であろうと当然思うんですが、それをなされたかどうかということと、それから今の行政の方向とすれば小さな政府、小さな自治体、行政を国としては目指しておるわけですが、このようにどんどんどんどん行政が肥大化していくと、民業の圧迫ということを考えていかないと、どんどん民間が細っていったるんじゃないかな。

先ほど梅川議員の質問の中にもあったと思うんですけども、やはり今後検討していかなければい

けないのは、一つは僕心配してるのは、官が合理的な発想をして経費を削減するということをやりますと、例えば大きい業者しか勝てない、例えば文房具一つ買うにしてもコクヨの文房具を買うのとその辺の小さなお店屋さんで買うのとでは当然値段の差があります。じゃあ安い方で、コクヨで買うよということになりますと、西予市の小さな商店街、これ全部成り立たなくなっていくんじゃないかなというふうなことを考えたときに、こはやはり官が民、西予市自体が健全で残っても、周辺見たら町中じゃ何もなくなったよというふうな状態が今後出てくる可能性があるんじゃないか。そこら辺の行財政の追求ももちろんですけども、そういった民間企業の存続という視点も当然持っていけないと、私余り、なんかどんどんどんどん官が大きくなって民業を圧迫していったるんじゃないかなという危惧をいたしますので、そのことは市長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほど元親議員の福祉バス等々に絡んだ官業の民業圧迫についてということだと思えますけれども、この福祉バスについては一般質問にも答えましたとおり、今のところどうするかと最終結論には至っておらん段階であります。したがって、最終的には10月近くから走らすに当たって、それまでいろいろなご意見を聞いてやっていこうと思っておりますが、今回この予算を計上したのは、できるだけ補助事業を、補助とか、例えば温泉バスについては100%補助にやろうと。もう一つ、福祉バスの買い付け、買う購入費については基金を利用しようということで計上しておる段階でありまして、したがって一般財源で今のところはやらずに、そういうところを大いに利用してやるという予算の計上を今のところはとっておるところでございます。今後もその運営方法については十分検討の上、判断をしていきたいと思っております。今ほどのお話も十分承ったところでございます。

以上です。

○議長 質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 1つだけ質疑をさせていただきたいと思っております。

それは情報推進事業費の中の、大きな金額じゃ

ございません、１２６万円という計上がされております。これ委託料で地域情報化調査委託料ということになっておるんですけども、このＣＡＴＶに関しましては議会の方も特別委員会を立ち上げながら、それに対して対応していかなくちゃならないという方向が協議会の中ででき上がっております。その部分の中で、これの委託料の内容について、ちょっと詳細にいただいたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 それでは、梅川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

この委託料１２６万円の内容ですけれど、デジタル化、ＣＡＴＶの取り組みに対する経費等の調査をするわけですが、内容的には通信網の整備状況の調査とか共聴施設の調査、そして法的な面での調査とか整備運用方法、そういうものをコンサルに委託をしていくものですが、その調査の内容そのものは今申し上げたようなことなんですけれど、２０１１年７月の地上デジタル放送の開始に伴いまして現行のアナログ放送が終了することはもうご存じのとおりだと思いますけれど、西予市には難視聴地域が点在しておりまして、共聴施設は現在把握しているだけで約１００施設程度あるようでございます。これらの施設はデジタル放送に対応するための設備の改修が必要になってきますので、現在の共聴設備の調査とか改修の規模、経費等についても調査を行っていき、このデジタル放送に備えるための資料を作成する必要があります。

通信環境につきましても、高速インターネットの環境の整備におけます民間参入の可能性や運営形態につきましても、公営、民営とさまざまな観点から調査を一定していく必要もあるかと思えます。

また、西予市内にはケーブルテレビ局が２局ありまして、西予市ケーブルテレビとして整備する上で、有線テレビジョン放送法とか電気通信事業法等の法律上の課題も調査をしていく予定でございます。

西予市の難視聴地域をエリアとしています１００余りの共聴施設を除外しての西予市内のケーブルテレビは成り立たないものと判断しておりますので、施設のデータ等を把握いたしまして、西予市の情報化を推進する上の重要なそういう資料等

をこの１２６万円で調査をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長 ３１番浅野豊重君。

○３１番浅野豊重君 私もちっと元親君と同じようなことでございますが、やはり民生費、衛生費の中で約１，５００万円近くのバス購入代が入っております。これは、私も交通弱者対策そして健康づくり事業は大変関心を持って、人並み以上に関心を持っておるところでございますが、しかし先ほど梅川君それから元親君が言ったように、これを市が運営するのが本当にいいのかどうか。先ほども答弁にありました、やはり民営化するよりは市営ですの方が安上がりというようなこともわかりましたけれど、しかしこれには全然市が持ったところのリスク、危険性が一つも入っていないんじゃないかと、そしてなお修理とか、あと買う、そういうことまで計算はできてないんじゃないかというような気がいたしております。行政としてはできるだけこういう車なんかの運営に対しては大体民営化するというのが妥当であると思いますが、西予市はどうもそういうことじゃなしに、リスクを度外視した形でバスを買って走らすというようなことになってるんじゃないかというような気がしてなりません。今後この走行に対しては非常に私らも賛成をしますが、その車の購入、市営、そして民営化すると。先ほどもありましたように例えば地域のタクシーなりバス会社と契約をして、それにやってもらう、こうすることが、目の先では今補助であり非常に安いという計算になるかもしれませんが、最終的にはやはり市が余り車を持って運営をするということは僕は非常に危険じゃないかというような気がいたしますので、再考することがあればぜひ再考してほしいと、こういうように思うものであります。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどの浅野議員の質問ですが、先ほど元親議員に回答したとおりでございます、だからバスを購入するのとバスを運営をどうするかというのは別の次元の回答をさせていただきましたけれども、十分検討するということでお話したとおりでございます。

以上です。

○議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程 6)

○議長 次に、日程第 6、議案第 133 号「平成 18 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)」から議案第 141 号「平成 18 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)」までの 9 件を一括議題といたします。

議案第 133 号から議案第 141 号までの 9 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

20 番山本昭義君。

○20 番山本昭義君 議案第 137 号の、3 ページなんですが、ここの第 2 項、これの 1 億 6,000 万円が補正で組まれております。これのちょっと内訳、これは急に出了た予算なのか、整備なのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 鶴岡建設部長。

○鶴岡建設部長 ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

これにつきましては 9 ページに入れております分でございます、委託料それから工事請負費、これ合わせての 1 億 6,000 万円でございます、一つは多田の飲雑用水、これの分が主でありまして、もう一つは城川の男河内成穂簡易水道水源地の漏水防止工事、これとの 2 件で 1 億 6,000 万円ということになっております。

○議長 20 番山本昭義君。

○20 番山本昭義君 これなぜ質問したかといいますと、1 億 6,000 万円もというたら、大体当初予算の 40% になります。これじゃたら当然わかつとるんじゃないかと思ったら当初に入れるべきではないかな、そう思ったんで。

なぜ、そう言いますと、予算を組むときにはいろいろ節約しなさいよという予算の組み方をしながら、このように急に出了た場合にそれだけの予算が組めるということはちょっとおかしいんじゃないかなと思いたんで質問をいたしました。

○議長 鶴岡建設部長。

○鶴岡建設部長 答弁の中にちょっともう少し詳しく述べたらよかったかなと思いますけど、多田の飲雑用水事業については、通常やる県営の中山間事業、これの分でありまして、歳入の方に載せておりますけど、受託を受けてやるということで、県の方から受託収入としてこちらの方へ歳入として入れていただき、それから農集と一緒に合

併施行をするということで、今回この予算を議決していただきましたら、県との協定を結ぶというふうな段取りとなります。単年度ごとにその委託契約をまた結んでいくということで、今のところは 3 カ年計画で完了ということにいたしております。

○議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程 7)

○議長 次に、日程第 7、議案第 142 号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」及び議案第 143 号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」の 2 件を議題といたします。

議案第 142 号及び議案第 143 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番元親孝志君。

○5 番元親孝志君 この三滝ロッジの指定管理者につきましては、昨年公募をされまして数社が手を上げられましたが、結局指定管理者の指定には至らなかったという経緯があるんですが、これは私も言いましたが、市の側が条件提示をしなければ指定管理者はそれは指定管理者にならないんじゃないかということで、まず市の条件提示が先ではないですかという話をして、今回市の側が条件提示として、たしか記憶では初年度 300 万円、それから次年度以降 100 万円の委託料を支払うということで今回の指定管理者が名乗りを上げられたんじゃないかなというふうに解釈をするわけですが、そうなった場合に過去に手を上げられた数社の方にもこの条件提示で再度交渉をされたかどうか、そしてトータルで何名になられたかわかりませんが、その中で最終的にここに指定管理者としての指定されるのかどうか、その経緯についてお伺いをしたいと思います。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 三滝ロッジの指定管理者のことについてでございますが、300 万円の提示、そして 100 万円の提示をしてあったということでございますが、そのことにつきましても提示をいたしております。交渉の段階の中におきましても、それを提示をいたしておりましたけれども、なかなかやれないというようなことのお断りがあった状況でございます。

今回の指定管理者は城川町につきましても熱い思いがあるということで、頑張っということとでありますので、これを受けていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長 22番鍵原芳和君。

○22番鍵原芳和君 1点だけ関連質問をいたしますが、三滝ロッジにつきましては今ありましたように、指定管理者の指定あるいは休業というふうなことでかなり時間がたっておるわけですが、この指定によりますと7月1日から指定をするということでございます。当初の予算で当面する近々の補修経費が予算化をされておるわけですが、7月から指定をするということになりますと開業までの時間的制約もあるかと思うわけでありまして、当面する近々補修について開業まであるいは指定までの間、施設整備についてどのような対応をお考えになっておられるのか伺いをいたします。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 指定期間でございますけれども、18年7月1日から21年3月31日までということにうたわれておりますけれども、6月2日の審査の段階の状況の申請が上がってきた段階におきましては、7月中旬というようなことでうたわれております。その間に後の補修とかというリニューアルに対してのという面を西予市の総合支所、そして指定の方ととにかく話し合いしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 22番鍵原芳和君。

○22番鍵原芳和君 当然、補修経費につきましてもある程度必要最小限ということで、かなり圧縮した経費を計上されておるというふうに承知をしておるわけですが、万が一今の既設の予算で補修経費が不足する場合、補正予算等で対応をしていただけるのかどうか、それによって管理者の対応も違ってくるのではないかというふうな心配もするわけでありまして、その点についてお願いをいたします。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 今予算化をしておる範囲内ととにかくやれるものだろうと思っておりますけれども、まだ今試算とかしておりますので、そこら辺

のところにつきましては今後また検討しなければいけないとも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 議案第143号についても質疑構わないんですか。

○議長 構いません。

○21番梅川光俊君 はい。そうしたら、ふるさと交流館の指定管理者についてですけど、これは関連になります。この施設につきましては地域の集会所的な役割、そういう分の中で、あの地域の中で年に何回かっていう分は、そういう公民館的な機能をそこに内面に持っております。その辺についての指定管理者等の話し合いについてはどのようなになっているのかということをやっと伺いをさせていただきたいと思います。

○議長 小玉産業部長。

○小玉産業部長 梅川議員さんのお答えをいたしたいと思います。

ふるさと交流館につきましては地域の方々も利用しておるというようなことを承っておりますので、その地域の方々との話し合いをしながら、その扱い方、運営の仕方等についても考慮していただきたいということでこちらの方は指導をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案22件については、お手元に配付しております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

今回は6月28日午後2時より会議を開きません。

散会 午後1時53分

平成18年第2回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成18年6月28日

1.招集の場所 西予市議会議場

1.開 議 平成18年6月28日

午後2時00分

1.閉 会 平成18年6月28日

午後3時10分

1.出席議員

- 1番 田 中 剛
- 2番 松 山 清
- 3番 宇都宮 明 宏
- 4番 松 島 義 幸
- 5番 元 親 孝 志
- 6番 嶋 川 武 文
- 7番 沖 野 健 三
- 8番 森 川 一 義
- 9番 亀 井 秀 男
- 10番 名 本 修 三
- 11番 河 野 作 生
- 12番 藤 井 朝 廣
- 13番 浅 野 泰 義
- 14番 浅 野 忠 昭
- 15番 三 好 幸 夫
- 16番 岡 山 清 秋
- 17番 酒 井 宇之吉
- 18番 兵 頭 勇
- 19番 山 本 英 男
- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊
- 22番 鍵 原 芳 和
- 23番 菊 地 ミスギ
- 24番 宇都宮 二 朗
- 25番 岡 田 周 三
- 26番 山 本 安 男
- 27番 平 野 武 男
- 28番 大 竹 忠 盛
- 29番 二 宮 元
- 30番 坂 本 隆 重
- 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
助 役 別 宮 静

収 入 役 三 好 藤 治

教 育 長 二 宮 宇 明

総務企画部長 森 英 二

建 設 部 長 鶴 岡 康 年

産 業 部 長 小 玉 岩 康

生活福祉部長 武 田 勉

教 育 部 長 河 野 豊 昭

明浜総合支所長 安 藤 芳 夫

野村総合支所長 三 瀬 通 忠

城川総合支所長 吉 良 孝 一

三瓶総合支所長 松 本 正 志

病院総括事務長 上 甲 福 重

消防本部消防長 是 澤 孝 次

総 務 課 長 炭 倉 貞 明

財 政 課 長 清 水 忠 夫

企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫

議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程	
1	議案第 1 2 2 号 西予市国民保護協議会条例制定について
	議案第 1 2 3 号 西予市生活福祉バス条例制定について
	議案第 1 2 4 号 西予市霊柩自動車条例制定について
	議案第 1 2 5 号 西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について
	議案第 1 2 6 号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 2 7 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 2 8 号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 2 9 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 3 0 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 3 1 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
	議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
	議案第 1 3 3 号 平成 1 8 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 1 3 4 号 平成 1 8 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 1 3 5 号 平成 1 8 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 1 3 6 号 平成 1 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 7 号	平成 1 8 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 3 8 号	平成 1 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 3 9 号	平成 1 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 4 0 号	平成 1 8 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 4 1 号	平成 1 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 4 2 号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について
議案第 1 4 3 号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について
2	議会運営委員会における閉会中の継続審査について
3	各常任委員会における閉会中の継続審査について
4	発議第 2 号 西予市新庁舎建設等特別委員会の設置及び付託について
5	選任第 3 号 西予市新庁舎建設等特別委員の選任について
追加	議案第 1 4 4 号 平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）
	意見書案第 2 号 道路特定財源の確保等に関する意見書（案）の提出について
	議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 1 2 2 号 西予市国民保護協議会条例制定について
- 議案第 1 2 3 号 西予市生活福祉バス条例制定について
- 議案第 1 2 4 号 西予市霊柩自動車条例制定について
- 議案第 1 2 5 号 西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 議案第 1 2 6 号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 7 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 8 号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 9 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 3 0 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 3 1 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 3 号 平成 1 8 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 4 号 平成 1 8 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 5 号 平成 1 8 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 6 号 平成 1 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 議案第 1 3 7 号 平成 1 8 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 8 号 平成 1 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 9 号 平成 1 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 4 0 号 平成 1 8 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 4 1 号 平成 1 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 4 2 号 西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 3 号 西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について
- 2 議会運営委員会における閉会中の継続審査について
- 3 各常任委員会における閉会中の継続審査について
- 4 発議第 2 号 西予市新庁舎建設等特別委員会の設置及び付託について
- 5 選任第 3 号 西予市新庁舎建設等特別委員の選任について
- 追加 議案第 1 4 4 号 平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）
- 意見書案第 2 号 道路特定財源の確保等に関する意見書（案）の提出について
- 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第122号「西予市国民保護協議会条例制定について」から議案第143号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」までの22件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、元親総務常任委員長の報告の求めます。

○元親孝志総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の審査結果につきましてご報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案4件に対しまして、6月19日に委員会を開催して審査を行いました。審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を全会一致で可決決定いたしました。

以下、付託事件に関する審査及び6月20日、22日の両日行った所管事務調査を総括して、市長、教育長との懇談を行いました。その中で委員より特に指摘、要望いたしました事項の概要を抜粋してご報告を申し上げます。

初めに、議案第122号「西予市国民保護協議会条例制定」の議案審査に関する意見として、伊方原子力発電所が万が一武力攻撃を受けた場合、放射能による甲状腺障害が想定されるため、市内の学校など公共施設への沃素剤の備蓄や備蓄状況についての意見を求めました。

これに対して、国の基準によると半径20キロメートル以内の第2種地域に三瓶と宇和の一部が含まれており、有事の際は県庁に災害対策本部が設置され、八幡浜保健所で沃素剤を渡せる態勢をとることと、三瓶総合支所に常時一万粒の備蓄があり、それらによる対応としたいという説明がありました。

次に、議案第126号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定」の議案審査に関する意見といたしまして、市内では自主防災組織の立ち上げが進んでおり、有事の際の避難場所や避難道

路の確保、常備、非常備消防、自主防災組織などの指揮、命令系統の体系を整備すべきではないかという意見を述べました。

これに対しまして、このことは重要なことと認識しており、地域によっては昼間の時間帯は消防団員が不在となる状況がふえており、国としても自主防災組織に力を注ぐ考えであるので、市としても国の考え方に沿った形で流れをつくっていきたいと説明がありました。

2点目に、先般の地震発生時における市の対応状況を踏まえ、災害発生時の公共施設等におけるマニュアル作成と模擬訓練の実施について要請をいたしました。

これに対して、先般の地震発生時における市の対応状況を反省するとともに、職員の対応マニュアルが囑託職員まで徹底できていなかったため、その後に指導を行った。また、対策本部の設置に関しては24時間態勢である消防署内に設置することのメリットを考えて、西予市においては消防署内に設置をすることとしているが、マスコミとか一般住民には理解されていなかった面もあり、再度検討すると説明がありました。

3点目に、自主防災組織が各地でできつつある中で、今後のヘルメットなど防災関連備品の購入に対する考え方を聞きました。

これに対して、備品の購入は必要なことではあるが、出勤中の事故に対する対応も重要であり、その対応策を検討していきたいと説明がありました。

次に、議案第127号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定」の議案審査に関する意見といたしまして、少子化対策、子育て支援という考え方から休暇を取りやすい職場の雰囲気づくりへの取り組みについて伺いをいたしました。

これに対して、行政として少子化対策の考えから地域企業にも訴えかけていく必要があり、啓発に努めていきたいと説明がありました。

次に、議案第132号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第1号)」、歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分の議案審査に関し、西予市の今後の財政見通しについて市長の考えをお伺いいたしました。

財政見通しについては、西予市が存続するため一番大切なことであり、中・長期的な計画とし

て平成30年度の一般会計予算額を200億円から220億円程度としたい。あわせて起債の償還時期をいつにするかによって一般財源の弾力的運用が変わってくるため、うまく調整しながら限られた予算を上手に活用したいとの考えであると説明がありました。

2点目に、電算関連経費の削減について、西予市では特定業者のものを専属的に使っており競争の原理が働いていないのではないかと考えられる。業者の変更とか法改正に伴うソフトウェアの変更であれば、どの自治体でも同じであり、今後特にGIS関係などにも莫大な経費が必要になると予測されるため、他市町村との比較、システムの共同開発など経費節減への取り組みを提案いたしました。

この提案に対して、以前から担当部局にチェックを指示している。業者の変更も経費節減の一つの方法ではあるが、変更することによって新たな経費を高額請求されるという問題が発生するため、現実的にはかなり厳しい状況である。法改正に伴うソフトウェアの変更は全国同じ内容のものであり、組織的な横のつながりによって安くできる方法を今後検討したいと説明がありました。

3点目に、市内小学校の英語の語学指導者が5名から3名に削減されており、英語力向上のためには必要な人員を確保されたいと要望いたしました。

これに対して、教育長から、英語指導者の削減によりカバーできない部分は市内の指導者を新たに雇用して対応する考えであると説明がありました。

4点目に、宇和町、中町の重伝建選定の取り組みが具体的に見えてこないため、どのような状況になっているか説明を求めました。

これに対して、市長から、なぜ重伝建選定を受けたいかについては、地域の伝統的な建造物を守ることと、観光面から西予市の評価が上がることによって生じる波及効果に期待している。現在、エリア内住民の合意形成がいま一つ完全なものになっていないため、先哲記念館から政治色をなくして文化度の高いものを目指している。そのため、重伝建選定の申請をまだしていないが、文化の里整備事業基金を有効に活用しながらソフト面にも力を入れ、西予市の歴史、文化の観光拠点の一つになるような取り組みを行いたいと説明があ

りました。

続いて、所管事務調査を実施した中の意見といたしまして、CATV事業の取り組みについて市長の考えを聞き、事業を実施するのであれば財源確保に向けて早急に検討され、必要であれば早い段階に国への働きかけを行うべきではないかと意見を述べました。

これに対して、CATV事業の取り組みについて議会の同意は得られたという理解をしており、今後国や県に対して早い段階に陳情を行いたい考えであると説明がありました。

2点目に、6月20日に行った大野ケ原小学校の視察について報告をいたします。

校舎はブロックづくりで老朽化が著しく、統廃合については、地域住民としては冬場の厳しい状況を想定すればとても考えられないと聞いたが、市の改築に対する考え方の説明を求めました。

これに対して、教育長から、市内小・中学校の改築を含めた統廃合の考え方は、学校教育に関する検討委員会を立ち上げ、総合的に検討することとしている。今の学級編制基準で考えると5年後には小学校27校中21校で複式学級となり、保護者の方から大勢の子供たちとともに切磋琢磨する環境での教育を望むという声や、学校にはそれぞれ違った伝統や歴史があるという考え方などさまざまであり、我々が考えているとおりには行かない面もあるため、今後検討していきたいと説明がありました。

教育長の説明を受け、大野ケ原地域の中では校舎は必要最小限の規模でよいから改築してほしいという意見もあり、特に12月から3月までは積雪が多く他の地域とは異なる特殊事情があるため、地域の実情に合った校舎への改築を前向きに取り組まれるよう、総務常任委員会全委員の意見として要望いたしました。

以上、今定例会で付託されました議案及び所管事務調査の概要について申し上げましたが、適切なご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員会の報告を終わります。

○議長 次に、河野厚生常任委員長の報告を求めます。

○河野作生厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書、厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に付託となりました議案10件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査

報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致で決定した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に議論がなされました事項について、その概要の報告を申し上げます。

まず、市民生活課の関係部分では議案第124号「西予市霊柩自動車条例制定について」、三瓶、明浜は無料であった霊柩車使用料を1万2,000円徴収する条例制定であります。端々ほど負担が多くなり、公平、公正ではないのではとの質疑がありました。

このことに対して、理事者からは、平成16年度の合併当初から見直しており、市民の平等性も考慮しているので理解してほしいとの答弁でした。

次に、議案第132号「平成18年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち健康づくり推進課の関係部分で、バスを購入するのに機械器具費で予算計上するのは納得がいかない。バス購入費でだめなのかとの質疑がありました。

このことに対して、理事者からは、予算計上において、財政課の指導のもとで計上したとの答弁でした。

また、購入する温泉バスは何人乗りで、納期はいつで、業者の見積もりは市内のみかとの質疑があり、このことに対し、理事者からは、温泉バスは29人乗りで、7月初めに見積もりの提出を受け発注するが、業者は市内全体として考えているとの答弁でした。

次に、福祉事務所の関係部分では議案第123号「西予市生活福祉バス条例制定について」、宇和の福祉バスとの関係はどのようになっているのかとの質疑があり、このことについて理事者は、宇和は生活交流路線巡回バスということで条例化しており、片道1回100円で運行、どなたでも乗れるということで内容はほとんど同じであります。機能訓練バスは無料であるとの答弁でした。

また、交通弱者のための野村福祉バス、宇和福祉バスと温泉バスをわかりやすく運行路線図面に一括して作成してほしいとの要望がありました。

理事者からは、現在作成するように指導しているとの答弁でした。

なお、所管の施設の調査もあわせて実施いたしましたので、その概要を報告いたします。

養護老人ホーム等につきましては、施設の設備等は充実しているように思われるが、病院、診療所については医師不足、老朽化が目立ち、市民が安心して暮らせる状況ではなく深刻な問題となっている。特に、医師の確保に最善の努力をお願いしたい。

また、衛生処理施設等についても老朽化が進んでおり、財政難も痛感しておりますが、施設の整備とともに今後の対策を講じられたい。

以上、報告といたします。

平成18年6月28日、厚生常任委員会委員長 河野作生。

○議長 次に、浅野産業建設常任委員長の報告を求めます。

○浅野忠昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る6月20日、関係部課長の出席を得て、今定例会において付託されました議案10件につきまして、詳細な説明を聞き、慎重に審査を行いました。審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致で原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程におきまして特に議論された事項につき、その概要を申し上げます。

まず第1点は、議案第131号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて、委員から、施設の設置経緯及び運営状況についての質疑がありました。

これに対し、理事者から、肉牛を育てるには飼料が基本であり、生産者みずからコストを制限しなければならないという強い要望があり旧野村町において建築されたもので、肉牛農家、繁殖農家みずからが参画し、運営をしている。一般的に飼料価格は1キログラム45円から三十二、三円だが、飼料混合組合が運用することによりキロ7円程度のコスト低減が図られている。年間200頭規模で330万円程度のコスト低減となり、畜産農家に寄与しているとの答弁でした。

これを受けて、他の委員から、安価な輸入物が多い中でどの程度の推進をしているのか、また現状はどのような見方をしているのかと質疑がありました。

これに対し、理事者から、穀物飼料はすべて輸入であり、生産農家は穀物をつくっていないため

輸入飼料を購入している。その中で、希望飼料を3カ月に1回程度指名入札によりコストが下がっているとの答弁でした。

次に第2点は、議案第142号「西予市三滝口ロッジの指定管理者の指定」及び議案第143号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」であります。

このことについて、委員から、これまで委託料を支払いながら赤字だった経営内容は今後も心配される。委託料の積算根拠と補修内容の詳細について質疑がありました。

これに対して、理事者から、第三セクター時の経営では都会的な設備を求めた結果、設定料金が高くなり、それに伴って利用者が減少した感がある。今回の改修では、不必要な設備は撤去することで自然に触れ合い、心を安らげる施設にしたいと考えている。主な補修として、宿泊棟ボイラー関係一式と宿泊棟外部補修工事、浴室サッシ補修工事等を考えているとの答弁がありました。

これに関連して、他の委員から、果たしてそれだけの投資が適切であるのか質疑がありました。

これに対し、理事者から、従前の経営手法では赤字の解消は難しい。経営方針について指定管理者とこれまでも何度も話をする中で、先方からは、自然ロッジでは地元の豊かな食材を生かした郷土料理を振る舞う等工夫を凝らし、県内外からのリピーターを獲得できるよう努力したいと熱意を感じられるとの答弁を得たのであります。

以上で当委員会に付託となりました全案件に対する審査報告は終わりますが、産業建設常任委員会では6月19日と21日の両日、市内所管施設の現地調査を行いました。その中でエコセンターについて、袋詰めされた飼料は倉庫に山積みとなっていることから、旧町、市内はもとより幅広くPRし販売促進にも力を注がれたいとの意見がありましたので報告申し上げます。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成18年6月28日、産業建設常任委員会委員長浅野忠昭。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第122号「西予市国民保護協議会条例制定について」から議案第125号「西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について」までの4件を採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第122号「西予市国民保護協議会条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第122号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第123号「西予市生活福祉バス条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第123号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第124号「西予市霊柩自動車条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第124号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第125号「西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第125号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第126号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」から議案第130号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て」までの5件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第126号から議案第130号までの5件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第126号から議案第130号までの5件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第131号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第131号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第132号「平成18年度西予市一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第132号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第132号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第133号「平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第141号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの9件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第133号から議案第141号までの9件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第133号から議案第141号までの9件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第142号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」及び議案第143号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定

について」の採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第142号及び議案第143号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、「議会運営委員会における閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、「各常任委員会における閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、発議第2号「西予市新庁舎建設等特別委員会の設置及び付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、15名の委員で構成する西予市新庁舎建設等特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了する日まで継続、存置することとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第２号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。よって、本案については、１５名の委員で構成する西予市新庁舎建設等特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了する日まで継続、存置することとし、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

（日程５）

○議長 次に、日程第５、選任第３号「西予市新庁舎建設等特別委員の選任について」を議題といたします。

ただいま設置されました西予市新庁舎建設等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第２項の規定により、１番田中剛君、３番宇都宮明宏君、６番嶋川武文君、１１番河野作生君、１２番藤井朝廣君、１５番三好幸夫君、１７番酒井宇之吉君、２０番山本昭義君、２１番梅川光俊君、２３番菊地ミズギ君、２４番宇都宮二郎君、２６番山本安男君、２７番平野武男君、２９番二宮元君、３１番浅野豊重君、以上１５名を指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました１５名の議員を西予市新庁舎建設等特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました西予市新庁舎建設等特別委員の皆様は、休憩中議員協議会室において委員会を開き、正・副委員長を互選の上、その結果を議長に報告願います。

この際、暫時休憩いたします。（休憩 午後２時３７分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後２時５０分）

休憩中に、ただいま設置されました西予市新庁舎建設等特別委員会を開き、正・副委員長を互選の結果、委員長に山本昭義君、副委員長に藤井朝廣君がそれぞれ選任されましたので、ご報告いた

します。

暫時休憩いたします。（休憩 午後２時５１分）

○議長 再開いたします。（再開 午後２時５３分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第１４４号「平成１８年度西予市一般会計補正予算（第２号）」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この議案を本日の日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第１、議案第１４４号「平成１８年度西予市一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第１４４号「平成１８年度西予市一般会計補正予算（第２号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正は、主に海の駅新設事業及び災害復旧費に係る経費を計上するものであります。

まず、海の駅新設事業でございますが、この事業は旧三瓶町が地域経済の活性化を図るために平成１４年当時から構想を立て、着々と準備を進めたものでございます。しかし、こうした中で最も苦慮していたのが国庫補助金の財源確保であったわけですが、今般、その財源である電源地域新事業支援施設等整備費補助金の採択内示が経済産業省よりありましたので、急遽追加補正の提案を申し上げる次第でございます。

事業概要等を申し上げますと、イベント広場７００平方、生けす、水槽一式、販売棟３３５平方、トイレ棟７５平方などとしており、総事業費２億４４万８，０００円でございます。完成後は、この中核施設を拠点として、さまざまなイベントの開催やぬくもりのある直販活動によって地域内外の人々との交流活動を深めながら、にぎわいの実感できるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害復旧費につきましては既にご承知のとおり、去る６月１５日の大雨による特別養護老

人ホームしいのき園の背後ののり面崩落のおそれに対応する補正予算措置でございます。

また、そのほかに城川自然ロッジの補修工事を追加計上しております。

以上、これらによりまして議決いただいております歳入歳出の予算にそれぞれ3億709万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を242億8,910万6,000円と定めるものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第144号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第144号については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。したがって、議案第144号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時01分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時02分)

お諮りいたします。

ただいま浅野忠昭議員他2名から提出されました意見書案第2号「道路特定財源の確保等に関する意見書(案)の提出について」及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いた

しました。

(追加)

○議長 追加日程第2、意見書案第2号「道路特定財源の確保等に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

○九鬼事務局長 道路特定財源の確保等に関する意見書(案)。

道路は市民生活や産業の振興、社会活動を支える極めて重要な役割を果たす社会資本であり、過疎化や少子・高齢化が進展する中、体力ある地域づくり、まちづくりを実現するために優先的に整備されるべきものである。特に財政基盤の弱い本市は、道路特定財源の見直しにより事業箇所の縮小や整備進捗のおくれなど、その支障が顕著にあらわれ、住民生活の向上や地域の活性化等の取り組みに大きな影響を生じることが懸念される。

また、移動手段として車に頼らざるを得なく、交通機関の整っていない中山間地の道路は私たちの生活そのもので、車から切り離れた生活は考えられない。こうした中、計画的道路整備に大きく貢献している道路特定財源を一般財源化する方針が出されたが、地方の道路事情をかんがみ、地域間格差を一層拡大させることのないよう慎重に取り扱うべきものである。

よって、政府関係機関におかれましては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、受益者負担という制度趣旨を踏まえ必要な道路特定財源を確保し、おこなっている地方の道路整備を着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日、愛媛県西予市議会。

提出先、内閣総理大臣小泉純一郎、財務大臣谷垣禎一、国土交通大臣北側一雄、総務大臣竹中平蔵、経済財政政策担当大臣与謝野馨。

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、このように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第2号を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、意見書案第2号「道路特定財源の確保等に関する意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長にご一任をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成18年第2回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、復旧工事に係る補正予算の決定をいただいたところですが、去る6月15日の豪雨では当市におきましてもしいのき園の敷地のり面の崩壊や住宅の石積み崩壊がするなどの被害が発生し、本会議を休憩していただくなど大変ご心配をおかけいたしました。近年の異常気象により、全国的にも今まで経験したことがないような大雨が一時的に、局地的に記録されており、今後十分な注意が必要であると感じております。梅雨の後、台風シーズンを迎えることとなりますが、風水害のないことを祈るばかりでございます。

さて、日本経済は回復傾向にあるようですが、

先般北海道夕張市が600億円前後に上る負債を抱え、財政再建団体の意向を表明したことは議員の皆様もご存じのとおりであります。この報道につきましては、全国の市町村が驚愕とともに三位一体の改革が進む中での今後の自治体運営に強い憂慮の念と危機感を抱いたのではないのでしょうか。

国の財政改革が進む中で、地方自治体の財政事情は今後ますます厳しくなるものと予想されますけれども、今回の夕張市の例を教訓として重く受けとめ、こうした事態に陥らないように最善の努力を払い、この難局を乗り切る覚悟でありますので、ご理解いただきますとともにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今期の定例会では、6月15日から本日28日までの14日間にわたる会期で、提案いたしました28案件につきまして滞りなく議了いただき、まことにありがとうございました。

審議の間におきまして、さまざまなご指摘、ご意見をいただきました点等につきましては、執行に当たり十分注意して努めたいと存じます。

また、一般質問につきましては、それぞれの立場からさまざまな多種多様な質問をいただきました。それぞれ答弁をいたしましたとおり、実施できるものから進めていく所存でありますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

いよいよ向暑の候となり、議員各位にはご多忙のことと存じますけれども健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会のごあいさついたします。まことにありがとうございました。

○議長 これをもって平成18年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成18年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第122号	西予市国民保護協議会条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第123号	西予市生活福祉バス条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第124号	西予市霊柩自動車条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第125号	西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第126号	西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第127号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第128号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第129号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第130号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.6.28	原案可決
議案第131号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	18.6.28	原案可決
議案第132号	平成18年度西予市一般会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第133号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第134号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第135号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第136号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第137号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第138号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第139号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第140号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第141号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	18.6.28	原案可決
議案第142号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	18.6.28	原案可決
議案第143号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	18.6.28	原案可決
議案第144号	平成18年度西予市一般会計補正予算（第2号）	18.6.28	原案可決
報告第1号	平成17年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	18.6.15	承認

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
報告第 2 号	平成 1 7 年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	18. 6 .15	承 認
報告第 3 号	平成 1 7 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	18. 6 .15	承 認
報告第 4 号	平成 1 7 年度西予市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	18. 6 .15	承 認
報告第 5 号	平成 1 7 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	18. 6 .15	承 認
意見書案第 2 号	道路特定財源の確保等に関する意見書（案）の提出について	18. 6 .28	原案可決
発議第 2 号	西予市新庁舎建設等特別委員会の設置及び付託について	18. 6 .28	原案可決
選任第 3 号	西予市新庁舎建設等特別委員の選任について	18. 6 .28	議長指名
	議会運営委員会における閉会中の継続審査について	18. 6 .28	原案可決
	各常任委員会における閉会中の継続審査について	18. 6 .28	原案可決
	議員派遣の件について	18. 6 .28	承 認
【西予市新庁舎建設等特別委員会】 委員長 ○副委員長			
山本 昭義 ○藤井 朝廣 田中 剛 宇都宮 明宏 嶋川 武文 河野 作生			
三好 幸夫 酒井 宇之吉 梅川 光俊 菊地 ミスギ 宇都宮 二郎 山本 安男			
平野 武男 二宮 元 浅野 豊重			